

障がい福祉 サービスガイド



甲府市
福祉部障がい福祉課

Tel 055-237-5240(相談支援係)

Tel 055-237-5642(医療支援係)

Tel 055-237-5654(サービス支援係)

Fax 055-237-5299

令和8年4月版

※法律や制度の改正により内容が変更している場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。

《ごあんない》

★ 障害者手帳の取得 ★

- | | |
|---------------|-------------------|
| 1 身体障害者手帳 ⇒P3 | 3 精神障害者保健福祉手帳 ⇒P3 |
| 2 療育手帳 ⇒P3 | 4 その他の手続き ⇒P4 |

★ 医療の援助 ★

- 1 自立支援医療(育成医療・更生医療・精神通院医療) ⇒P4～
- 2 重度心身障害者医療費助成制度 ⇒P5
- 3 心身障がい児(者)歯科診療事業 ⇒P5
- 4 高額医療費貸付制度 ⇒P5

★ 生活を便利にする用具 ★

- 1 補装具購入・修理費の助成 ⇒P6
- 2 軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成 ⇒P6
- 3 日常生活用具給付事業 ⇒P6～

★ 手当・年金等 ★

- | | |
|--------------------|--------------------|
| 1 特別児童扶養手当 ⇒P8 | 5 障害年金 ⇒P10 |
| 2 障害児福祉手当 ⇒P9 | 6 特別障害給付金 ⇒P10 |
| 3 特別障害者手当 ⇒P9 | 7 心身障害者扶養共済制度 ⇒P10 |
| 4 甲府市心身障害児福祉手当 ⇒P9 | |

★ 税金・公共料金等の減免 ★

- | | |
|---------------------------|---------------------|
| 1 所得税、市・県住民税、相続税の控除 ⇒P10～ | |
| 2 個人事業税 ⇒P11 | 5 携帯電話使用料の割引 ⇒P13 |
| 3 (軽)自動車税(種別割)の減免 ⇒P11～ | 6 NHK 放送受信料の免除 ⇒P14 |
| 4 保育料の軽減 ⇒P13 | 7 青い鳥郵便葉書無償配布 ⇒P14 |

★ 住まいの援助・相談 ★

- 1 山梨県在宅重度心身障害者居室整備費補助金制度 ⇒P14
- 2 重度心身障害者居室等整備資金貸付制度 ⇒P15
- 3 公営住宅家賃について ⇒P15
- 4 空き家に関する相談について ⇒P15

～「障害」の「害」の字のひらがな表記について～

「害」の字には、「わざわざい」や「さまたげ」などの意味があり、人に対して用いることが好ましくないという考え方から、本ガイド内では、「障害」という言葉が「人や人の状態」を表すときには、法令名や固有名詞等を除いて「障がい」と表記しています。

★ 外出(交通手段)の援助 ★

- | | |
|---------------------|----------------------------|
| 1 運賃の割引 ⇒P15～ | 6 介助用自動車購入等の助成 ⇒P17 |
| 2 有料道路障害者割引制度 ⇒P16 | 7 心身障害者自動車燃料費の助成 ⇒P18 |
| 3 タクシー利用料金助成事業 ⇒P17 | 8 駐車禁止除外標章の交付申請 ⇒P18 |
| 4 運転免許取得費の補助 ⇒P17 | 9 やまなし思いやり
パーキング制度⇒P19～ |
| 5 自動車改造費の助成 ⇒P17 | |

★ 日常生活の支援 ★

- | | |
|--|-------------------------|
| 1 障害福祉サービス ⇒P20～ | |
| 2 障害児通所支援 ⇒P24 | |
| 3 第2子以降3歳以下障害児通所支援利用者負担額助成金について ⇒P25 | |
| 4 サービス等利用計画・障害児支援利用計画の作成について ⇒P26 | |
| 5 指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所の一覧(甲府市) ⇒P26～ | |
| 6 甲府市障害者基幹相談支援センター「りんく」 ⇒P27 | |
| 7 地域生活支援事業等 | |
| ① 意思疎通支援事業⇒P28 | ⑥地域活動支援センター⇒P29～ |
| ② 日常生活用具給付事業⇒P6～8、28 | ⑦福祉ホーム⇒P30 |
| ③ 訪問入浴サービス事業⇒P28 | ⑧地域生活支援拠点事業⇒P30 |
| ④ 日中一時支援事業⇒P28 | ⑨更生訓練費⇒P30 |
| ⑤ 移動支援事業⇒P29 | ⑩医療的ケア児等コーディネーターの配置⇒P30 |
| 8 ヘルプカードの配布 ⇒P30～ | 9 ヘルプマークの配布 ⇒P31 |

★ 権利を守る ★

- | | |
|----------------------|-----------------------------|
| 1 成年後見制度 ⇒P31 | 3 障害者虐待防止センター ⇒P32 |
| 2 福祉サービス利用援助事業 ⇒P31～ | 4 障がい理由とする差別に
関する相談 ⇒P32 |

★ 他の障がい者(児)サービス ★

- | | |
|--------------------|-------------------------|
| 1 生活福祉資金の貸付 ⇒P33 | 3 自動車事故対策機構について ⇒P33 |
| 2 郵便等による不在者投票 ⇒P33 | 4 甲府市福祉センターの利用について ⇒P33 |

★ 防災・防犯への備え ★

- | | |
|-------------------|-----------------------|
| 1 避難行動要支援者名簿 ⇒P34 | 2 救急あんしん情報セットの配付 ⇒P34 |
|-------------------|-----------------------|

★ 障害福祉施設 ★

- | | |
|-------------------|---------------|
| 1 障がい者のための施設 ⇒P35 | 3 その他の施設 ⇒P35 |
| 2 障がい児のための施設 ⇒P35 | |

★ 相談・関係機関一覧 ★ ⇒P35～36

★ 甲府市身体障害者・知的障害者相談員名簿 ★ ⇒P36～37

★甲府市の防災情報の確認方法★ ⇒P38～

★要配慮者(障がい者)の「災害時における日頃からの備え」について★
⇒P41

★障害者に関するマークの一例★ ⇒P42～

★ 障害者手帳の取得 ★

このガイドブックに記載されているさまざまな障害福祉サービスを利用するためには、障害者手帳が必要です。障害の内容によって ①身体障害者手帳 ②療育手帳(知的障がい者) ③精神障害者保健福祉手帳の3種類があります。

1 身体障害者手帳

対 象 者	視覚、聴覚・平衡、音声・言語・そしゃく機能、肢体(上肢・下肢・体幹)、心臓機能、ぼうこう・直腸機能、小腸機能、じん臓機能、肝臓機能、呼吸器機能、免疫機能等に永続する一定の障がいがあり、国の定める基準に該当する方。障害の程度によって、1級から6級までに区分されます。
申 請 書 類	申請書・付表(用紙は、障がい福祉課にあります。) 甲府市が指定する医師の診断書(診断日が、3か月以内のもの。用紙は障がい福祉課にあります。) 写真2枚(原則、上半身正面無帽。サングラス、マスク等で顔を隠していないもの。縦4cm・横3cm。普通紙で印刷した写真は使用できません。) マイナンバーのわかるもの 官公署から発行された顔写真付きの身分証明書等(運転免許証など) 提出された医師意見書を元に障害の認定がされます。
再 認 定	手帳に再認定期日が記載されている方は、次の認定月までに再認定を受けます。再認定の2か月前に通知します。

2 療育手帳

対 象 者	児童相談所又は障害者相談所において、知的障がいと判定された方。障害の程度によって6段階に区分されます。障害の程度や相談・指導の記録が記入されます。
申 請 書 類	申請書、付表(用紙は、障がい福祉課にあります。) 写真1枚(原則、上半身正面無帽。サングラス、マスク等で隠れていないもの。縦4cm・横3cm。普通紙で印刷した写真は使用できません。) マイナンバーのわかるもの 官公署から発行された顔写真付きの身分証明書等(運転免許証など) 申請後、児童相談所又は、障害者相談所で判定を受けます。
再 判 定	手帳に記載されている次の判定日までに再判定を受けます。

3 精神障害者保健福祉手帳

対 象 者	統合失調症、そううつ病、てんかん、中毒性精神病、アルツハイマー病及び認知症などの精神疾患を有する方で、精神障がいのため長期にわたり日常生活や社会生活に困難がある方。(療育手帳の対象者となる知的障害は除く。) 障害の程度によって1級から3級に区分されます。
申 請 書 類	申請書(用紙は、障がい福祉課にあります。) 医師の診断書(初診日から6か月以上経過した時点のもので、診断日が3か月以内のもの)又は、精神障害を事由に受ける障害年金証書・特別障害給付金証書の写し。(日本年金機構等に年金内容を確認するための同意をいただきます。同意書用紙は障がい福祉課にあります。) 写真1枚(原則、上半身正面無帽。サングラス、マスク等で隠れていないもの。縦4cm・横3cm。普通紙で印刷した写真は使用できません。) マイナンバーのわかるもの 官公署から発行された顔写真付きの身分証明書等(運転免許証など)
有 効 期 限	2年。更新の場合、有効期限の3か月前からの手続きが可能です。

4 その他の手続き

再交付 手帳の障がい程度が変わったとき、手帳を紛失又は破損したときは、手帳の再交付の申請をしてください。

変更 住所又は氏名を変えたときは届け出てください。

返還 障がいのある方が死亡したとき、あるいは障がいの変更等により、手帳の再交付を受けたとき、また、障がい程度に該当しなくなったときは、手帳をお返しくください。

★ 医療の援助 ★

1 自立支援医療

①給付内容

【育成医療】

身体に障がいのある児童、または現存する疾患を放置すると将来一定の障がいを残すと認められる児童に対して、指定医療機関において必要な治療（音声・言語・そしゃく機能障害、肢体不自由、心臓手術、人工透析、肝移植等）を受けた医療費の一部を助成します。

事前申請が原則となっておりますので、治療開始予定日前に申請をしていただく必要があります。また、給付の決定には判定が必要となりますので、詳細につきましてはご相談ください。

対 象 者 18歳未満で、保護者が甲府市に住所を有する方

【更生医療】

障害を除去、あるいは軽減するための手術等の治療（関節形成術・心臓手術・人工透析・肝移植等）によって、確実に効果が期待できるものに対して、自立支援医療費の給付を行います。

お手続きは、手術等の事前に申請をしていただく必要があります。また、給付の決定には山梨県の判定が必要となりますので、詳細につきましてはご相談ください。

対 象 者 18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた方

【精神通院医療】

通院治療を受けている場合の医療費（薬剤費含む）の自己負担分を軽減します。

有効期限は、1年以内となっておりますので、期間を延長される場合は再認定の手続きを行ってください。なお、再認定の手続きは期間が切れる3か月前からできますのでお早めに手続きください。

対 象 者 精神疾患で通院による医療を継続的に必要とする方。
（手帳の有無は問いません。）

②医療機関

申請時に受診等を希望する医療機関・薬局・訪問看護事業所を指定（申請書に記入）します。指定した医療機関等のみ制度の対象となります。（原則、医療機関、薬局等の登録は、各1機関です。）

③利用者負担

原則 1 割負担。ただし世帯の所得や疾病の状況により、月額の上限額を設定するなど、自己負担の軽減措置があります。また、一定所得以上の方は、自立支援医療の対象外となる場合もあります。

④申請時の持ち物（申請書・意見書・診断書の用紙は障がい福祉課にあります。）

●申請書●医師意見書（更生医療及び育成医療）●医師の診断書（精神通院のみ2年に1度提出）

●障害年金・手当等の受給金額のわかるもの●受診者と同じ保険の世帯全員の保険情報がわかるもの（※）●マイナンバーのわかるもの●官公署から発行された顔写真付きの身分証明書等（運転免許証等）●申請者と同じ医療保険に加入している方全員のマイナンバーのわかるもの

※資格確認書・資格情報のお知らせ・マイナポータル内の資格情報画面の写しのいずれかの提示をお願いします。

【利用者負担の軽減措置について】

区分	対象となる世帯(同じ医療保険に加入している家族を世帯とします。)	上限額月額
一定所得以下	生活保護世帯	0円(負担なし)
	市町村民税非課税世帯、本人(18歳未満は保護者)年収80万9千円以下	2,500円
	市町村民税非課税世帯、本人(18歳未満は保護者)年収80万9千円超え	5,000円
中間所得層	市町村民税(所得割)3万3千円未満	※重度かつ継続に該当する方 5,000円
	市町村民税(所得割)3万3千円以上23万5千円未満	
	市町村民税(所得割)23万5千円未満	10,000円
一定所得以上	市町村民税(所得割)23万5千円以上	※重度かつ継続に該当する方 20,000円
		対象外

※重度かつ継続に該当する方

- 腎臓機能障がい・免疫機能障がい・小腸機能障がい・肝臓機能障がい等の方(腎臓・心臓・肝臓移植術後の抗免疫療法を含みます)
- 統合失調症・そううつ病・うつ病・てんかん・認知症等の脳機能障がい・薬物関連障がい(依存症等)等の方
- 毎月高額な自己負担(高額療養費等対象)のある方

2 重度心身障害者医療費助成制度

病院等で診療を受けた場合、各種保険制度による医療費の一部負担金の額、薬剤一部負担金、訪問看護基本利用料、入院中にかかる食事代の標準負担額(一部の方に限る)を助成します。ただし、高額療養費制度に該当する医療費を除きます。

令和5年1月から、高校3年生相当の方までの重度心身障害児医療費助成方法が「自動還付方式」から「窓口無料方式」となりました。

対象者 所得制限があります。

- ①身体障害者手帳の障がい程度が1級から3級の方
- ②療育手帳の障がい程度がAの方
- ③特別児童扶養手当の受給対象児童の方
- ④障害基礎年金1、2級を受給している方
- ⑤精神障害者保健福祉手帳の障がい程度が1級、2級の方

※ 高額療養費制度

1ヶ月にかかった医療費の自己負担額が、定められた限度額を超えたときに、その超えた分が高額療養費として支給されます。詳しくは、各保険者までお問い合わせください。

3 心身障がい児(者)歯科診療事業

山梨県歯科医師会の協力を得て、心身に障がいを持つ児(者)が気軽に歯の治療と予防が受けられるよう、毎週火曜日と木曜日の午後、心身障がい児(者)歯科診療を行なっています。予約制(保険診療)です。また、食べ方の相談指導を原則として、毎週木曜日の午前のみ行っています。完全予約制(保険診療)です。

対象者 心身に障がいを持つ児(者)

実施主体 山梨県歯科医師会山梨口腔保健センター

(TEL)055-252-9955(歯科診療)055-252-6481(相談指導)

4 高額医療費貸付制度

高額療養費は、申請してから実際に支給されるまでに3か月程度かかるため、当面の医療費の支払いに充てる資金として、無利子で貸し付けをする制度が設けられています。詳しくは、加入されている各保険者へお問い合わせください。

★ 生活を便利にする用具 ★

1 補装具購入・修理費の助成

身体障がい者(児)の失われた部位や障がいのある部分を補って、日常生活や職業生活を容易にするために、次の補装具の購入費と修理費の助成を行います。ただし、品目によっては、労災・介護保険、その他の制度が優先されます。利用者負担は原則 1 割ですが、一定の負担上限があり、低所得者の利用負担額は無料となります(所得制限あり)。**購入・修理する前の申請になります。**

※対象者:身体障害者手帳の交付を受けている身体障がい者及び難病患者等

【補装具の種類】

視覚障がい者(児)……視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡

聴覚障がい者(児)……補聴器、人工内耳(音声信号処理装置の修理のみ)

肢体不自由者(児)……義手、義足、装具、姿勢保持装置、車いす(※レディメイド)、電動車いす(※)、歩行器(※)、歩行補助つえ(※)、重度障害者用意思伝達装置、車載用姿勢補助装置、起立保持具(児のみ)

膀胱又は直腸機能障がい者(児)……排便補助具(児のみ)

(※)がついている補装具は介護保険が優先となります。

2 軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成

サービス内容	身体障害者手帳の対象とならない軽度・中等度の難聴児に対して、補聴器の装用により言語の習得、コミュニケーションの向上を支援するため、補聴器の購入・修理費用の一部を助成します。
対象者	次の要件をすべて満たす18歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの方が助成の対象となります。 (1)甲府市内に住所があること。 (2)両耳の聴力が30デシベル以上で身体障害者手帳の対象にならないこと。 (医師が装用を認めた場合、30デシベル未満の方についても対象とする) (3)補聴器の装用により、言語の習得等一定の効果が期待できると医師からの判断を受けていること。 (4)対象児童の属する世帯の中に市民税所得割が46万円以上のものがないこと。
対象となる助成額	補聴器購入費と基準価格の 106/100 に相当する額で比較して、少ない方に 2/3 を乗じた額(1,000 円未満切捨て)。
申請手続き	障がい福祉課で受け付けます。補聴器を購入する前に申請が必要です。

3 日常生活用具給付事業

在宅の重度障がい者等に対し、補装具以外の機器で自立した日常生活を支援するための用具の給付や貸与を行います。**世帯の所得に応じて自己負担があり、用具ごとに給付限度額があります。購入前の申請になります。**

種目		対象者	耐用年数
介護・訓練支援用具	特殊寝台(※)	①下肢又は体幹機能障がい 2 級以上の者 ②難病患者等であって、寝たきりの状態にある者	8
	特殊マット(※)	①下肢又は体幹機能障がい 1 級の者(常時介護を要する者に限る。) ②難病患者等であって、寝たきりの状態にある者	5
	特殊尿器(※)	①下肢又は体幹機能障がい 1 級の者(常時介護を要する者に限る。学齢児以上) ②難病患者等であって、自力で排尿できない者	5
	入浴担架	下肢又は体幹機能障がい 2 級以上(入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。)	5

介護・訓練支援用具	体位変換器(※)	①下肢又は体幹機能障がい 2 級以上の者(下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。) ②難病患者等であって、寝たきりの状態にある者	5
	移動用リフト(※)	①下肢又は体幹機能障がい 2 級以上の者 ②難病患者等であって、下肢又は体幹機能に障がいのある者	4
	訓練いす(児のみ)	下肢又は体幹機能障がい 2 級以上の児童で原則として 3 歳以上	5
	訓練用ベッド	①下肢又は体幹機能障がい 2 級以上の児童で原則として学齢児以上 ②難病患者等であって、下肢又は体幹機能に障がいのある者	8
自立生活支援用具	入浴補助用具(※)	①下肢又は体幹機能障がい者であって、入浴に介助を必要とする者 ②難病患者等であって、入浴に介助を要する者	8
	便器(※)	①下肢又は体幹機能障がい 2 級以上の者 ②難病患者等であって、常時介護を要する者	8
	T 字状・棒状杖(※) (施設可)	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障がい者	3
	移動・移乗支援用具(※)	①平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障がい有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者 ②難病患者等であって、下肢が不自由な者	8
	頭部保護帽 (施設可)	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障がい、てんかんの発作等により頻繁に転倒する知的障がい者・精神障がい者	3
	特殊便器(※)	①上肢障がい 2 級以上 ②難病患者等であって、上肢機能に障がいのある者	8
	火災警報器	障がい等級 2 級以上(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	8
	自動消火器	①障がい等級 2 級以上(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯) ②難病患者等(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	8
	電磁調理器	視覚障がい 2 級以上(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	6
	歩行時間延長信号機用 小型送信機	視覚障がい 2 級以上(学齢児以上)	10
	聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障がい 2 級以上(聴覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯)	10
在宅療養等支援用具	透析液加温器	じん臓機能障がい 3 級以上で自己連続携帯式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う者	5
	ネブライザー	①呼吸器機能障がい 3 級以上の者、又は同程度の身体障がい者であって医師の意見書により必要と認められる者 ②難病患者等であって、呼吸器機能に障がいのある者	5
	電気式たん吸引器	①呼吸器機能障がい 3 級以上の者、又は同程度の身体障がい者であって医師の意見書により必要と認められる者 ②難病患者等であって、呼吸器機能に障がいのある者	5
	酸素ボンベ運搬車 (施設可)	医療保険における在宅酸素療法を行う者	10
	盲人用体温計(音声式)	視覚障がい 2 級以上(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	5
	盲人用体重計	視覚障がい 2 級以上(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	5
	動脈血中酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター)	難病患者等であって、人工呼吸器の装着が必要な者	5
	ポータブル電源(蓄電池)	医療保険における在宅酸素療法を行う者又は在宅で人工呼吸器若しくは電気式たん吸引機を使用している者	5
	DC/ACインバーター (カーインバーター)	医療保険における在宅酸素療法を行う者又は在宅で人工呼吸器若しくは電気式たん吸引機を使用している者	5
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声・言語機能障がい者若しくは肢体不自由者であって発声・発語に著しい障がい有する者、又は言語療法士等の意見書により必要と認められる知的障がい者	5
	情報・通信支援用具	視覚障がい 2 級以上、上肢機能障がい 2 級以上 原則として学齢児以上	6

情報・意思疎通支援用具	点字ディスプレイ	視覚障がい及び聴覚障がいの重度重複障がい者(原則として視覚障がい2級以上かつ聴覚障がい2級)の身体障がい者、又は視覚障がい2級以上であって、必要と認められる者	6
	点字器(施設可)	視覚障がい者	5・7
	点字タイプライター	視覚障がい2級以上(本人が就労若しくは就学しているか又は就労が見込まれる者に限る)	5
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障がい2級以上 学齢児以上	6
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障がい2級以上	6
	視覚障害者用拡大読書器	視覚障がい者であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者	8
	視覚障害者用物品識別装置	視覚障がい2級以上	6
	盲人用時計	視覚障がい2級以上	10
	視覚障害者用地上デジタル 対応ラジオ	視覚障がい2級以上 学齢児以上	5
	聴覚障害者用通信装置	聴覚障がい者又は音声・発語に著しい障がい有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者	5
	聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障がい者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	6
	人工喉頭 笛式・電動式(施設可)	咽頭摘出者	笛式:4 電動式:5
	福祉電話(貸与)	現に携帯電話を保有していない難聴者又は外出困難な身体障がい者(原則として2級以上)であってコミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者(障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯並びに所得税非課税世帯で、現に電話(携帯電話を含む)を保有していない世帯)	—
	点字図書	主に、情報の入手を点字によっている視覚障がい者	—
排泄管理支援用具	ストマ装具(施設、入院可)	ストマ造設者	—
	紙おむつ等(紙おむつ、浣腸用具、サラン・ガーゼ等衛生用品)(施設、入院可)	先天性疾患に起因する高度の排便機能障がい者、児童期に発症した脳原性運動機能障がいかつ意思表示困難者、先天性疾患に起因する高度の排尿機能障がい者 ただし、原則として3歳以上である者	—
	収尿器(施設可)	高度の排尿機能障がい	1
住宅改修費	居宅生活動作補助用具(※)	①下肢、体幹機能障がい又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい(移動機能障がいに限る)を有する者であって障がい等級3級以上の者(ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障がい2級以上の者) ②難病患者等であって、下肢又は体幹機能に障がいのある者	—

(※)がついている用具は、介護保険制度対象者の場合、介護保険制度が優先となります。

★ 手当・年金等 ★

1 特別児童扶養手当

20歳未満で精神または身体に障がいのある児童を家庭で監護、養育している保護者へ支給します。

- 対象者 ① 日常生活に著しい制限を受ける程度の知的障がいまたは同程度の精神障がいがあること。(療育手帳A程度、B程度の一部)
- ② 身体障害者手帳1級～3級、下肢障がい等の場合は4級の一部、または同程度の身体障がいがあること。

※ ただし、次の場合、手当が支給されません。

- (ア) 児童や保護者が日本国内に住所がないとき
- (イ) 児童が障害を理由に公的年金を受けるときができるとき
- (ウ) 児童が障害福祉施設等に入所しているとき
- (エ) 本人などの前年の所得が一定の額以上であるとき

支給内容 次の額を4か月分まとめて4・8・11月に指定の口座に振り込みます。

●重度障がい児1人につき 月額 58,450円

●中度障がい児1人につき 月額 38,930円

2 障害児福祉手当

精神又は身体に重度の障がい(重複障がい)があるため、日常生活において常時の介護を必要とする20歳未満の方に対し支給します。

対象者 重度の障がいとは、概ね次のような場合ですが、手当の支給は診断書により認定します。

① 身体障がいの方(手帳1級及び2級の一部の方)

② 知的障がいの方(療育手帳Aランクの一部の方)

③ 精神障がい、内部障がい①②と同程度以上の障がいのある方

※ ただし、次の場合、手当が支給されません。

(ア) 児童が障害を理由に公的年金を受けることができるとき

(イ) 児童が肢体不自由児施設等に入所しているとき

(ウ) 本人などの前年の所得が一定の額以上であるとき

支給額 月額 16,560円

支給月 3か月分をまとめて2・5・8・11月に指定の口座に振り込みます。

3 特別障害者手当

精神又は身体に著しく重度の障がい(重複障がい)があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳以上の方に対し支給します。

対象者 著しく重度の障がいとは、概ね次の場合ですが、手当の支給は、診断書により認定します

① 身体障がいの方(手帳1級の一部の方)

② 知的障がいの方(療育手帳Aランクの一部の方)

③ 精神障がい、内部障がい①②と同程度以上の障がいのある方

なお、障がい者本人及び扶養義務者の所得によって対象にならない場合があります。

※ ただし、次の場合、手当が支給されません。

(ア) 身体障害者療養施設等に入所しているとき

(イ) 病院等に継続して3か月以上入院しているとき

(ウ) 本人などの前年の所得が一定の額以上であるとき

支給額 月額 30,450円

支給月 3か月分をまとめて2・5・8・11月に指定の口座に振り込みます。

4 甲府市心身障害児童福祉手当

20歳未満の身体又は精神に障がいのある児童を監護している保護者へ支給します。

対象者 ① 身体障害者手帳を所持している児童の保護者

② 療育手帳を所持している児童の保護者

支給内容 次の額4か月分をまとめて3・7・11月に支給します。

● 身体障害者手帳1・2級、療育手帳 A の児童 (月額)10,000円

● 身体障害者手帳3・4級、療育手帳 B-1 の児童 (月額) 5,000円

● 身体障害者手帳5・6級、療育手帳 B-2 の児童 (月額) 2,000円

※施設入所している場合は、上記の額の7/10の支給になります。

※特別児童扶養手当を受給している場合は、一律の金額になります。

5 障害年金

障害年金は、病気やけがにより生活や仕事などが制限されるようになったときに請求できます。障害年金には「障害基礎年金」「障害厚生年金」があり、病気やけがで初めて医師の診察を受けた日（初診日）において加入していた年金により請求できる年金の種類が異なります。

【障害基礎年金】

受給要件 以下のすべての要件を満たしている方

- ① 国民年金加入期間、もしくは20歳前または日本国内に住んでいる60歳以上65歳未満の方で年金制度に加入していない期間に初診日があること。
 - ② 国民年金法で定める障害等級表の1級または2級に該当すること。
 - ③ 一定の保険料納付要件を満たしていること。
- 障害の原因となった疾病等の発生が20歳未満の方については納付要件がないため、本人の所得により支給が制限される場合があります。

問い合わせ 市役所市民課国民年金係 (TEL)055-237-5385
甲府年金事務所 (TEL)055-252-1431

【障害厚生年金】

厚生年金加入期間に初診日がある方は障害厚生年金を請求できます。
詳しくは甲府年金事務所(TEL)055-252-1431にご相談ください。

6 特別障害給付金

国民年金の任意加入期間に加入しなかったことにより障害基礎年金等を請求できなかった方について、平成17年4月より「特別障害給付金制度」が創設されました。

- 対象者**
- ① 平成3年3月以前に国民年金の任意加入対象であった学生
 - ② 昭和61年3月以前に国民年金の任意加入対象であった厚生年金・共済組合の加入者の配偶者

問い合わせ 市役所市民課国民年金係 (TEL)055-237-5385
甲府年金事務所 (TEL)055-252-1431

7 心身障害者扶養共済制度

心身障がい者の保護者が死亡又は重度の障がいの状態になった時に、残された障がい者に年金を支給し、障がい者の将来に対し、保護者の抱く不安の軽減を図ることを目的としています。

この制度は共済制度で、障がいがある方1人につき2口まで加入でき、加入者には一定の掛金（年齢により、1口月額9,300円～23,300円）を納付していただき、加入者に万一（死亡、重度障害）のことがあったときは、残された障がい者に毎月2万円（2口加入の場合は4万円）が支給されます。また、障がい者が死亡した場合は、弔慰金が支給されます。

加入できる保護者の要件

障がいをお持ちの方を扶養している65歳未満の保護者で、県内に居住し、特別な疾病又は障がいの無い健康状態であること。詳しくはお問い合わせください。

★ 税金・公共料金等の減免 ★

1 所得税、市・県民税、相続税の控除

納税義務者自身が障がい者である場合、又は、納税義務者の控除対象配偶者及び扶養親族が障がい者である場合に障害者控除として一定の金額を所得金額から差し引くことができます。相続税については、障がい者が相続により財産を取得した場合に税額から控除されます。

(1) 障害者控除対象者

- ① 精神上の障がいにより事理を弁識する能力を欠く常況にある方
 - ② 知的障害者と判定された方(療育手帳Bの所持者)
 - ③ 精神障害者保健福祉手帳等の交付を受けている方(2級～3級)
 - ④ 身体障害者手帳の交付を受けている方(3級～6級)
 - ⑤ 戦傷病者手帳の交付を受けている方(特別障害者控除対象者以外の方)
 - ⑥ 原子爆弾被爆者のうち厚生労働大臣の認定を受けた方
 - ⑦ 常に就床し、複雑な介護を要する方
 - ⑧ 年齢が65歳以上の方で、その障がいの程度が上記の①～④に準ずるものとして市長の認定を受けた方
- ※ ⑧の対象の方は障害者控除対象者認定書が必要となります。詳しくは、障がい福祉課へお問い合わせください。

(2) 特別障害者控除対象者

- ① 重度の知的障がいと判定された方(療育手帳Aの所持者)
 - ② 精神障害者保健福祉手帳等の交付を受けている方(1級)
 - ③ 身体障害者手帳1級、2級の交付を受けている方
 - ④ 戦傷病者手帳に特別項症から第3項症まである者として記載されている方
 - ⑤ 原子爆弾被爆者のうち厚生労働大臣の認定を受けた方
 - ⑥ 常に就床し、複雑な介護を受けている方
 - ⑦ 年齢が65歳以上の方で、その障がいの程度が上記の①～③に準ずるものとして市長の認定を受けた方
- ※ ⑦の対象の方は障害者控除対象者認定書が必要となります。詳しくは、障がい福祉課へお問い合わせください。

(3) 控除額

(令和7年1月現在)

	障害者控除	特別障害者控除
所得税	27万円	40万円(同居の場合は、35万円加算される。)
市・県民税	26万円	30万円(同居の場合は、23万円加算される。)
相続税	相続または遺贈により財産を取得した方で、被相続人の法定相続人であり、かつ85歳未満の方は、一定額が控除されます。 詳しくは、甲府税務署へお問い合わせください。	

窓 口 所得税・相続税について 甲府税務署 (TEL)055-254-6105
市県民税について 市役所市民税課(TEL)055-237-5398

2 個人事業税

両眼の視力が0.06以下の視覚障がい者が、あんま、マッサージ、はりきゅう、その他医業に類する事業を個人で営む場合に事業税が非課税になります。

窓 口 山梨県総合県税事務所 (TEL)055-261-9115

3 (軽)自動車税(種別割)の減免

身体障がい者・知的障がい者及び精神障がい者は一定の要件を満たす場合、申請により(軽)自動車税が減免されます。減免の対象となる(軽)自動車は、1人の障がい者につき1台のみであり、自動車検査証に事業用と記載されているものを除きます。

減免を受けている(軽)自動車を買替える等の変更が見込まれる場合には、再度申請が必要となります。

なお、タクシー利用券の交付を受けている方は除きます。

(1) 申請の区分

本人運転	身体障がい者本人が運転する場合
家族運転 (※)	身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者と生計を一にする方が運転する場合 ※減免申請する(軽)自動車を、もっぱら障がい者の通学、通院、通所又は生業(通勤を含む)のために1年を通して週3日以上使用していることなどが必要です。
常時介護者 運転 (※)	身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者を常時介護する方が運転する場合 「障がい者のみの世帯(単身の世帯を含む)」又は「70歳以上の方(若しくは未成年者)と障がい者のみで構成される世帯」に限ります。なお、ここでいう「障がい者」とは次の「(2)減免の対象となる等級等」に挙げる等級の障害者手帳を所持する方のことをいいます。 ※減免申請する(軽)自動車を、もっぱら障がい者の通学、通院、通所又は生業(通勤を含む)のために1年を通して週3日以上使用していることなどが必要です。

※家族運転・常時介護者運転での減免申請をする場合は、あらかじめ「減免資格証明書」の交付を受ける必要があります。

交付先は次のとおりです。事前にお問い合わせください。

身体障害者手帳・療育手帳所持者は、市役所障がい福祉課

精神障害者保健福祉手帳1級の所持者は、甲府市健康支援センター 精神保健課(TEL:055-237-5741)になります。

(2) 減免の対象となる等級等

障害区分	本人運転の場合		家族運転又は常時介護者運転の場合	
視 覚	1～4級			
聴 覚	2・3級			
平 衡 機 能	3級			
音 声 機 能	3級(喉頭摘出による音声機能障害に限る。)			
上 肢	1 級・2 級			
下 肢	1 級～6 級		1～3 級	
体 幹	1 級～3級・5 級		1～3 級	
心臓・腎臓・呼吸器・膀胱 又は直腸・小腸	1 級・3 級			
肝臓・免疫の機能	1 級～3 級			
知 的	療育手帳 A 判定			
精 神	精神障害者保健福祉手帳1級			
乳幼児期以前の 非進行性脳病変による 運動機能障害	上 肢 機 能	1 級・2 級		
	移 動 機 能	1 級～6 級	1級～3級	

※身体障害者手帳の障害区分下肢においては、7級に該当する障がい者が2つ以上重複した場合、6級とし、本人運転に限り減免の対象となります。

※精神障害者保健福祉手帳においては、1級の障がいを有していて、且つ自立支援医療受給者証(精神通院)の交付を受けている方が対象となります。

(3) (軽)自動車の登録要件(車検証の記載)

手帳の種類	本人運転の場合	家族運転又は常時介護者運転の場合
身体障害者手帳	所有者:障がい者本人 使用者:障がい者本人	所有者:障がい者本人又は同居の生計同一者 使用者:障がい者本人又は同居の生計同一者・ 常時介護者
療育手帳	【割賦販売の場合】 所有者:自動車販売業者 信販会社 使用者:障がい者本人	【割賦販売の場合】 所有者:自動車販売会社 信販会社 使用者:障がい者本人又は同居の生計同一者
精神障害者保健 福祉手帳		
◎車検証に「事業用」と記載されている(軽)自動車及びリース車両は減免対象になりません。		

(4)減免できる額(上限)

軽自動車税	全 額	
自動車税	年税額 45,000円 又は、43,500円(令和元年 10月1日以降に新車新規 登録された自動車)	グリーン化税制により重課の適用となる場合 は、上限額が51,700円(乗用車の場合)となり ます。 年度途中において減免が決定した場合は、申請 日の属する月の翌月以降の月数に応じて、年税 額の月割相当額を減免します。

※総排気量2.5ℓを超える車両は上限額を超えた分の自動車税を支払います。

※施設入所・入院など、減免の対象とならない場合があります。

詳しくは、障がい福祉課へお問い合わせください。

窓 口 自動車税の窓口

山梨県自動車税センター (TEL)055-262-4662

甲府市健康支援センター(精神障害者手帳の方) (TEL)055-237-5741

軽自動車税の窓口 市役所市民税課 (TEL)055-237-5399

4 保育料の軽減

甲府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例施行規則により、保育料は直近下位の保育料となります。

世帯の市町村民税が77,101円未満の場合、第1子は半額又はC階層の額のいずれか低い額、第2子以降は無料となります。

対象者 次に掲げる児(者)を有する世帯

- ① 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている方
- ② 特別児童扶養手当の支給対象児、障害基礎年金の受給者

窓 口 市役所子ども保育課 (TEL)055-298-4473

5 携帯電話使用料の割引

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている方が対象です。割引率は各社異なるため、直接お問い合わせください。

6 NHK放送受信料の免除(衛星放送を含む)

全額免除	半額免除
障害者手帳(身体・療育・精神)を持っている方の世帯で、かつ世帯構成員全員が市民税非課税である場合	①世帯主が視覚障がい又は聴覚障がいの身体障害者手帳を持っている契約者の場合 ②世帯主が身体障害者手帳の1・2級、療育手帳のA-1、A-2、精神障害者保健福祉手帳の1級を持っている契約者の場合

申請方法 障がい福祉課にて証明書の交付を受け、NHK 甲府放送局に提出してください。
※免除事由が消滅した時は、その旨を NHK 甲府放送局に届け出てください。

提出書類 障害者手帳、印鑑

問い合わせ NHK 甲府放送局営業部 (TEL)055-255-2100
NHK 視聴者コールセンター (TEL)0120-151515

7 青い鳥郵便葉書無償配布

重度の身体障がい者、重度の知的障がい者の方を対象に通常はがき(無地、インクジェット紙、くぼみ入り又は、通常はがき胡蝶蘭のいずれかを20枚配布します。

対象者 ①身体障害手帳1、2級の者
②療育手帳「A」判定の者

申込方法 障害者手帳を持参し「青い鳥郵便はがき無償配布申込書」に記入してお近くの郵便局に申し込む。

受付期間 毎年4月～5月

問い合わせ 日本郵便株式会社 サービス相談センター (TEL)0120-2328-86
(携帯から)0570-046-666

★ 住まいの援助・相談 ★

1 山梨県在宅重度心身障害者居室整備費補助金制度

重度心身障がい者の日常生活における利便を図るため障がい者の専用居室及び浴室、便所等を整備する場合に経費の一部を補助します。ただし新築は対象となりません。(所得状況により、補助金交付額が異なります。)

対象者 ①肢体不自由による身体障害者手帳1・2級又は療育手帳 A の所持者で常時介護を要する方。
②18歳以上(15歳以上18歳未満協議)
③所得税287,500円以下の方

実施主体 中北保健福祉事務所福祉課(整備前の申請になります)
(TEL)0551-23-3443

2 重度心身障害者居室等整備資金貸付制度

重度心身障がい者の生活環境を改善するために、これらの方の使用する居室等を増築、改築、又は改造する場合に必要な資金を貸し付けます。(新築は対象となりません)

対 象 者 県内に在住する重度心身障がい者又はその者と同居する者
(自力で増築、改築、又は改造することが困難な方が対象となります。)

問い合わせ 甲府市社会福祉協議会 福祉支援課 (TEL)055-225-2119

3 公営住宅家賃について

収入申告時に障害者手帳の申告を行うことで、一定額が所得から控除されます。なお、年度の途中で障害者手帳を取得及び級・障害の程度の変更があった場合は、手帳の交付後に下記窓口に申告をしていただくことで、すでに提出していただいた収入申告から一定額を控除できる場合があります。

対象者 公営住宅家賃の算定にあたり、入居者、同居者、控除対象配偶者(所得税法第2条第1項第33号に規定する者)、扶養親族(所得税法第2条第1項第34号に規定する者)の中に障害者手帳(身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳)をお持ちの方がいる方

窓 口 市役所住宅課 (TEL)055-237-5812
※県営住宅家賃のお問い合わせは下記になります。
貢川団地 山梨県住宅供給公社 (TEL)055-237-1656
貢川団地以外 山梨県営住宅管理センター (TEL)055-236-8717

4 空き家に関する相談について

空き家に関する総合的な相談窓口を空き家対策課に設置しています。空き家を所有している方だけでなく、これから空き家を所有する可能性のある方も対象です。専門家の協力が必要な場合には協定を結んでいる9団体などをご案内いたします。空き家に関するご相談は是非お早めに。

また管理や活用、除却についてまとめた空き家相談小冊子も配布しております。是非ご確認ください。

相談窓口 まちづくり部 まちづくり総室 空き家対策課(TEL)055-237-5350

★ 外出(交通手段)の援助 ★

1 運賃の割引

① JR(鉄道)運賃の割引

対象者		取扱区間	乗車区分	割引率
第1種身体障害者 第1種精神障害者 療育手帳(A)	本人と 介護者	全 線	普通乗車券 回数券 定期券 急行券(注)	50%
	本人のみ	片道100Km以上	普通乗車券	
第2種身体障害者 第2種精神障害者 療育手帳(B)	本人のみ	片道100Km以上	普通乗車券	
	12歳未満の本人と 介護者	全 線	定期券 (小児定期券を除く)	

※グリーン券、特急券、寝台券、指定席券は除きます。

乗車券等を購入する際、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の提示のみで受けられます。(介護者は障がい者1名につき1名。)

私鉄(鉄道)についても同様の取り扱いをしているところがありますので、各社へお問い合わせください。定期券は本人と介護者の2名分の購入をしていただかなければなりません。本人と介護者の両方の定期券が割引されます。定期券での乗車の際は必ず介護者の分の定期券をお持ちの方の同伴が必要です。

(注)JRの急行券については、臨時で運行する場合がありますので、JRへお問い合わせください。私鉄については、私鉄各社へお問い合わせ下さい。

※2023年3月18日より障がい者割引が適用される方向けの新たなICカードサービスが始まります。詳しくは下記URLまたは二次元コードから資料をご覧ください。

なおJR身延線は一部ICカードが利用できない区間がありますのでご注意ください。

https://www.jreast.co.jp/press/2022/20220914_ho02.pdf



② バス運賃の割引

普通乗車券が5割引、定期乗車券が3割引になります。(第1種身体障害者、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級は、付添の方も割引になります。身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方は、高速バスも割引になります。)

対象者 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を持っている方
手帳を直接、運転手に呈示してください。定期券を購入する際は、購入窓口で手帳を呈示してください。

③ タクシー運賃の割引

割引率は1割です。(高速料金、駐車料金は割引の対象にはなりません。)

詳しくは、山梨県タクシー協会(TEL:055-262-1212)にお問い合わせ下さい。

対象者 甲府市内に住所があり、身体障害者手帳又は療育手帳を持っている方
単独又は、介添人と乗車区間を同一にし、かつ、身体障害者手帳又は療育手帳を呈示した場合に割引を受けることができます。

※この割引は、各タクシー業者の協力により行われています。

④ 国内航空運賃の割引

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている方と、その介助者一名が対象です。

所持されている手帳の種類等に応じてご利用可能な航空会社が異なります。詳しくは、各航空会社へお問い合わせください。

2 有料道路障害者割引制度

日常生活において、有料道路を利用する障がい者に対して、自立と社会経済活動への参加を支援するため、有料道路料金が割引される制度です。

対象者 身体障害者手帳又は療育手帳をお持ちの方(一部の方を除く)

提出書類 身体障害者手帳又は療育手帳、免許証。
ETCを利用する場合は、車検証(ローンまたは長期リースの場合は、別途必要な持ち物がある場合があります)、ETCカード(原則本人名義)、ETC車載器の管理番号が分かる書類(ETC車載器セットアップ証明書・申込書など)。

なお、ご利用には一定の要件を満たす必要があります。詳しくは「有料道路における障害者割引制度のご案内」をご確認いただくか、ご利用になられる有料道路を管理する会社・公社等にお問い合わせください。

3 重度心身障害者等タクシー利用料金助成事業

対象者に一枚 740 円の利用券を1ヶ月2枚(最大24枚)交付します。また、年度中に当初交付枚数を使い切った場合、申請により 10 月以降に最大 12 枚を追加交付します。

タクシー利用の際には、手帳の提示と利用券を運転手へ渡してください。

- 対象者**
- ① 重度心身障がい者で身体障害者手帳が1級又は2級、療育手帳がA、精神障害者保健福祉手帳が1級の方
 - ② 身体障害者手帳の視覚障害3級～6級の方
※ただし、自動車税・軽自動車税が減免されている方、リース自動車で自動車燃料費助成を受けている方は除きます。

提出書類 身体障害者手帳又は療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳
追加交付申請時には、手帳と併せて使い切ったタクシー券の冊子をご持参ください。

4 運転免許取得費の補助

自動車運転免許を取得しようとする方で、自動車教習所にて要した経費に3分の2を乗じて得た金額と補助基準限度額(100,000円)を比較して少ない方の額を補助します。

山梨県総合交通センター等で適性検査を受け、「適性検査結果表」の交付を受けた上で、自動車教習所に申し込まれる前に、障がい福祉課の窓口にて申請となります。

- 対象者** 身体障害者手帳の等級が1級か2級の方、ただし、体幹機能障がいは3級以上、下肢機能障がいにあつては4級以上の方

5 自動車改造費の助成

自動車のハンドル、アクセル、ブレーキなどを改造するための費用を100,000円まで助成します。改造を行う前の申請となります。また、所得制限があります。

- 対象者** 上肢機能障がいまたは体幹機能障がいのいずれかが1級か2級、下肢機能障がいにあつては3級以上で、通勤等のために自分で車を所有し、運転する方。

6 介助用自動車購入等の助成

要介助者が容易に乗降できるように改造、もしくは、改造された新車及び中古車を購入する費用を助成します。

- ① 新車購入・改造
基準額(600,000円)と、助成対象経費額とを比較して、少ない方の額に3分の2を乗じて得た額を助成します。(限度額400,000円)
- ② 中古車購入
基準額(600,000円)と、助成対象経費額に普通自動車の場合は19.4%、軽自動車の場合は21.0%の割合を乗じた額と比較して、少ない方の額に3分の2を乗じた額を助成します。(限度額400,000円)

契約する前の申請となります。また、所得制限があります。予算の範囲内で行っておりますので詳しくは申請前にお問い合わせください。

- 対象者**
- ① 身体障害者手帳の総合等級が1級または2級で、下肢または体幹機能障害の記載がある手帳をお持ちの方
 - ② 障害老人の日常生活自立度(寝たきり度)判定基準がランクB、C程度に該当する65歳以上の方
※ ①、②とも移動に際し、車いす等を使用している在宅の方
 - ③ ①、②の介助者であつて、当該障がい者又は高齢者と生計を一にしている方

7 心身障害者自動車燃料費の助成

1か月間の燃料使用限度量を50リットルとし、減免を受けた月数又は減免の条件に、該当すると認められた月数のいずれかを乗じて得た量に、40円を乗じて得た額を助成します。(軽油を使用する自動車については、助成対象量(リットル)に18円を乗じて得た額を助成します。)

対象者 身体障害者手帳の総合等級が1級又は2級の方、及び療育手帳がAの方で自動車税・軽自動車税(2輪を除く)の減免を受けている方、又は年度中途において減免の条件に該当し、翌年度から減免を受けることができる方、又は対象となるリース自動車を利用する方

実施主体 中北保健福祉事務所 (TEL)0551-23-3443

8 駐車禁止除外標章の交付申請

障害者手帳などをお持ちの方が運転(又は同乗)する車両について、道路標識等により駐車を禁止されている道路における駐車禁止の適用を除外するための標章となります(標章をお持ちでも駐車できない場所があります)。

山梨県内に住所を有し、下記の駐車禁止除外指定車標章の交付対象範囲に該当する方が標章の交付申請をすることができます。

提出書類 申請書、住民票(個人番号が記載されていないもので、3ヶ月以内に交付されたものに限る。)、障害者手帳
代理の方が申請される場合は、申請者本人との関係性が証明できる書類(続柄が記載されている住民票など)と、代理人の身分証明書もお持ちください。

問い合わせ 甲府警察署交通課 (TEL)055-232-0110(代表)
南甲府警察署交通課 (TEL)055-243-0110(代表)
山梨県警察本部交通部交通規制課規制企画係 (TEL)055-221-0110(代表)

対象者

区分			交付要件
身体障害者手帳	視覚障害		1級～3級、4級の1
	聴覚障害		2級、3級
	平衡機能障害		3級
	肢体不自由	上肢	1級、2級の1、2級の2
		下肢	1級～4級
		体幹	1級～3級
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級、2級(一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く)
		移動機能	1級、2級、3級(一下肢のみに運動機能障害がある場合を除く)
戦傷病者手帳	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸		1級、3級
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害、肝臓機能障害		1級～3級
	上肢、下肢、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、肝臓		特別項症～第三項症
療育手帳	視覚、聴覚、平衡機能、体幹		特別項症～第四項症
療育手帳			A-1、A-2a、A-2b、A-3
精神障害者保健福祉手帳			1級
小児慢性特定疾患児手帳			色素性乾皮症患者

9 やまなし思いやりパーキング制度

障がいのある方や高齢の方、けが人の方などで、車の乗り降りや移動に配慮が必要な方が、公共施設、店舗等で山梨県と協定を締結した施設に設けられる思いやり駐車区画に車を止め、安全かつ安心して施設を利用できるよう、対象の方には、「思いやり駐車区画」の利用証を交付します。

提出書類 交付要件を確認できる書類(障害者手帳等)

代理申請の場合には、代理の方の身分証明書が必要です。

郵送・FAX・メールにて申請を行う場合は、山梨県障害福祉課に申請書と手帳等の確認書類の写しを送付してください。やまなしくらしねっとからも電子申請できます。

※申請書は山梨県障害福祉課のホームページからダウンロードできます。

(<https://www.pref.yamanashi.jp/shogai-fks/index.html>)

※有効期限が満了となった利用証は使用できませんので返却して下さい。

対象者

区分			交付要件	申請に必要な書類	有効期間	利用証
身体障害	視覚障害		4級以上	身体障害者手帳	5年	緑
	聴覚障害又は平衡機能の障害	聴覚障害	3級以上			
		平衡機能障害	5級以上			
	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害		対象としない			
	肢体不自由	上肢	2級以上			
		下肢	6級以上			
		体幹	5級以上			
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	2級以上			
		移動機能	6級以上			
	心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸若しくは小腸若しくはヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害	心臓機能障害	4級以上			
		じん臓機能障害	4級以上			
		呼吸器機能障害	4級以上			
		ぼうこう又は直腸の機能障害	4級以上			
		小腸機能障害	4級以上			
		ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	4級以上			
		肝臓機能障害	4級以上			
知的障害		A	療育手帳			
精神障害		1級	精神障害者保健福祉手帳			
難病患者		特定医療費(指定難病)受給者、特定疾患医療受給者、小児慢性特定疾病医療費受給者、指定難病にかかっている者	特定医療費(指定難病)受給者証、特定疾患医療受給者証、小児慢性特定疾病医療費受給者証、知事が指定難病にかかっていることを証明する通知書			
高齢者		要介護1以上	介護保険被保険者証			
妊産婦		母子健康手帳交付日から出産後1年6か月までの人。ただし、出産後は1歳6か月以下の乳幼児と同伴の場合に限る。	母子健康手帳	交付要件に該当する期間	橙	
	多胎児の場合	母子健康手帳交付日から出産後3年までの人。ただし、出産後は3歳以下の多胎児と同伴の場合に限る。				
発達障害		移動に介助者の特別な注意が必要と認められる人	医師の意見書	5年の範囲内で必要と認められる期間		
けが人・その他		けがにより歩行が困難で車いす、杖等を使用している人等	医師の意見書	1年の範囲内で必要と認められる期間		

※申請手数料は無料ですが、確認書類の取得に係る経費は自己負担となります。

申請窓口

障がい福祉課 (TEL)055-237-5240 (FAX)055-237-5299
長寿介護課 (TEL)055-237-5478
母子保健課 (TEL)055-237-8950
地域保健課 (TEL)055-237-2505
子育て支援課 (TEL)055-237-5917
中道支所 (TEL)055-266-3111
上九一色出張所 (TEL)0555-88-2111
山梨県障害福祉課 (TEL)055-223-1460 (FAX)055-223-1464
(メール)shogai-fks@pref.yamanashi.lg.jp

★ 日常生活の支援 ★

1 障害福祉サービス



① 障害福祉サービスの概要

障害者総合支援法に基づき、障がいのある方や難病の方が、安心して自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、一人ひとりの障がい程度や勘案すべき事項(社会活動や介護者、居住等の状況)を踏まえたうえで、必要な支援を提供するサービスです。

② 対象者

次のいずれかの障がい・難病等に該当する方が対象となります。

1. 身体障害者手帳の交付を受けている方
2. 療育手帳の交付を受けている方、または知的障がいがあると判定されている方
3. 精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療(精神通院)受給者証の交付を受けている方、または精神障がいがあると診断されている方
4. 心身の障がいがあると判定され、サービスを利用する必要性があると判断された障がい児
5. 障害者総合支援法の対象疾病に該当する方(指定難病医療受給者証の交付を受けている方、または当該対象疾病の診断のある方)

※40歳以上かつ介護保険制度の対象となる方、または65歳以上の方は、上記に該当する場合であっても、介護保険制度で取り扱いのあるサービスの場合には原則として介護保険が優先されます。詳しくは、担当のケアマネージャーにご相談をお願いします。

③ 障害福祉サービスの一覧

サービス名	利用要件等	サービス内容	
居宅介護	障害支援区分が区分1以上(障がい児にあってはこれに相当する支援の度合)である者。ただし、通院等介助は他要件あり。	身体介護	入浴、排泄または食事等の介護を行います。
		家事援助	調理、掃除、洗濯等を援助します。
		通院等介助	通院等における移動等の介助を行います。
		乗降介助	車両等への乗車または降車の介助を行います。
重度訪問介護	障害支援区分が区分4以上であって、次のいずれかに該当する者。 【1】 次のいずれにも該当する者 (1)二肢以上に麻痺等があること (2)障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援が不要」以外と認定されていること 【2】 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等の合計点数が10点以上である者	重度の肢体不自由者または重度の知的障害もしくは精神障害により行動上著しい困難を有する者であって常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援、入院時の支援等を総合的に行います。	

同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障がい者等であって、同行援護アセスメント調査票による、調査項目中「視力障害」、「視野障害」及び「夜盲」のいずれかが1点以上であり、かつ、「移動障害」の点数が1点以上の者。	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人が外出する時、必要な情報提供や介護を行います。
行動援護	障害支援区分が区分3以上であって、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等の合計点数が 10 点以上(障がい児にあってはこれに相当する支援の度合)である者。	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等 包括支援	障害支援区分が区分6(障がい児にあっては区分6に相当する支援の度合)に該当する者のうち、意思疎通に著しい困難を有する者であって、要件に該当する者。 ※詳しくはお問い合わせください	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。
短期入所	<福祉型> 障害支援区分が区分1以上である障がい者(障がい児にあってはこれに相当する支援の度合)。 <医療型> 遷延性意識障害児・者、筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有する者及び重症心身障害児・者 等。	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含めた施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
療養介護	病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障がい者。 ※詳しい要件はお問い合わせください	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
生活介護	地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な者。 ※詳しい要件はお問い合わせください	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
施設入所支援	生活介護を受けている者であって障害支援区分が区分4(50 歳以上の者にあっては区分3)以上である者 ほか。 ※その他対象となる者については、お問い合わせください	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
自立生活援助	障害者支援施設もしくは共同生活援助を行う住居等を利用していた障がい者または居宅において単身であるため、もしくは同居家族等が障がいや疾病等のため居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題に対する支援が見込めない状況にある障がい者。	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	障がい者(身体障がい者には、65 歳未満の者または 65 歳に達する日の前日までに障害福祉サービスもしくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る。))。	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の援助を行います。
自立訓練 (機能訓練)	地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な障がい者。	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の維持、向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練 (生活訓練)	地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な障がい者。	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持、向上のために必要な支援、訓練を行います。
宿泊型自立訓練	自立訓練(生活訓練)の対象者のうち、日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している者等であって、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練その他の支援が必要な障がい者。	障がい者に対して、居室その他の設備を使いながら、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。
就労移行支援	就労を希望する 65 歳未満の障がい者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者。	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型)	企業等に就労することが困難な者であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な者。ただし、65 歳以上である者は他要件あり。	一般企業等での就労が困難な人に、雇用して就労の機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行います。

就労継続支援 (B型)	就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用につなげられない者や、一定年齢に達している者などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される者。	一般企業等での就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	就労移行支援等を利用した後、通常の事業所に新たに雇用された障がい者であって、就労を継続している期間が6月を経過した障がい者。	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行います。
就労選択支援	就労移行支援または就労継続支援の利用希望者、および現在就労移行支援または就労継続支援を利用している者。	障がいのある方が、就労先・働き先についてより良い選択ができるよう本人の希望、就労能力や適性などにあった選択を支援します。
地域移行支援 (注1)	次の者のうち、地域生活への移行のための支援が必要と認められる者。 【1】障害者支援施設、のぞみの園、児童福祉施設または療養介護を行う病院に入所している障がい者 【2】精神科病院に入院している精神障がい者 【3】救護施設または更生施設に入所している障がい者 【4】刑事施設(刑務所、少年刑務所、拘置所)、少年院に収容されている障がい者 【5】更生保護施設に入所している障がい者または自立更生促進センター、就業支援センターもしくは自立準備ホームに宿泊している障がい者	住居の確保等、地域での生活に移行するための活動に関する相談、各障害福祉サービス事業所への同行支援等を行います。
地域定着支援 (注1)	次に掲げる者。 【1】居宅において単身であるため緊急時の支援が見込めない状況にある者 【2】居宅において家族と同居している障がい者であっても、当該家族等が障がい、疾病等のため、障がい者に対し、当該家族等による緊急時の支援が見込めない状況にある者 【3】居宅において家族と同居している障がい者で、同居する家族に障がい、疾病のない場合であっても、地域移行支援を利用して退院・退所した者、精神科病院の入退院を繰り返している者、強度行動障害や高次脳機能障害等の状態にある者等、地域生活を営むため緊急時に手厚い支援を必要としている者	常時、連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急事態等における相談、障害福祉サービス事業所等と連絡調整など、緊急時の各種支援を行います。

(注1) 「地域移行支援」および「地域定着支援」については、他サービスと異なり、“地域相談支援”という相談支援事業に位置づけられており、利用方法等が一部異なります。

④ 利用者負担額について

原則 1 割負担ですが、所得区分に応じて負担上限月額が設定されています。ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それを超えた負担は生じません。

どの区分に該当するかについては、「世帯」の市民税所得割額の合計によって判断されます。世帯の範囲および負担上限月額は次のとおりです。

※食費・光熱費など、利用者様と事業者間で定める実費負担分などはこれらには含まれません。
※計画相談支援および地域相談支援には利用者負担はありません。

(ア)世帯の範囲

種別	世帯の範囲
18歳以上の障がい者 (施設に入所する18、19歳を除く)	障がい者本人とその配偶者
障がい児 (施設に入所する18、19歳を含む)	保護者の属する世帯構成者 (生計を一にする者)

(イ)負担上限月額

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0 円
低所得	市民税非課税世帯	0 円
一般 1	市民税課税世帯(所得割 16 万円未満)(注 1)	9,300 円
一般 2	上記以外	37,200 円

(注1) 入所施設利用者(20 歳以上)、グループホーム利用者は、市民税課税世帯の場合、「一般 2」となります。

(ウ)その他(利用者負担額の軽減等について)

お問い合わせください。

⑤ 障害福祉サービスの事業者について

次のサイトを参考にしてください。

(ア)WAMNET(※日本全国の障害福祉施設を検索すること等ができます。)

(イ)甲府市福祉部障がい福祉課ホームページ

(ウ)山梨県福祉保健部障害福祉課ホームページ

(エ)甲府市障害者基幹相談支援センター「りんく」



⑥ 利用方法について

(1)事前相談

サービスの利用を希望する方(以下、「利用希望者」という。)は、事前に「甲府市役所」もしくは「甲府市障害者基幹相談支援センター りんく」(P. 27 参照)へご相談ください。
※市役所では、事業者の紹介等はできませんので、あらかじめご了承ください。

(2)申請

利用希望者は、申請書類及び必要書類を甲府市役所へ提出してください。
※申請書類は、甲府市ホームページもしくは甲府市役所障がい福祉課窓口にあります。
※必要書類は、甲府市ホームページをご覧ください。

(3)調査、障害支援区分の認定

利用希望者と甲府市役所の担当者で、サービスの利用に当たって、障がい状況等について調査を行います。
また、利用を希望するサービスによっては障害支援区分の認定が必要となり、その場合には、認定まで平均 2 か月間程度要しますのであらかじめご了承ください。

(4)『サービス等利用計画(案)』(P. 26参照)の作成、提出

利用希望者は、「特定相談支援事業者」に依頼して『サービス等利用計画(案)』を作成していただき、甲府市役所へ提出してください。

(5)支給決定

甲府市役所は、提出された『サービス等利用計画(案)』や勘案すべき事項を踏まえ、支給決定を行い、『障害福祉サービス受給者証』を交付します。

(6)サービス担当者会議

「特定相談支援事業者」は、支給決定された後にサービス担当者会議を開催します。

(7)(支給決定時の)『サービス等利用計画』の作成

「特定相談支援事業者」は、「障害福祉サービス事業者等」との連絡調整を行い、実際に利用する『サービス等利用計画』を作成します。

(8)サービス利用の開始

支給決定を受けた者は、「障害福祉サービス事業者等」と契約を結び、サービス利用を開始します。

2 障害児通所支援



① 障害児通所支援の概要

児童福祉法に基づき、障がいのある子どもの日常生活における基本動作の指導、生活能力向上のための訓練、社会交流の促進等を目的としてサービスを提供する制度です。

② 対象者 <<1 障害福祉サービス>> (P. 20～参照)をご確認ください。

③ 障害児通所支援の一覧

サービス名	利用要件等	サービス内容
児童発達支援	集団療育および個別療育を行う必要があると認められる主に未就学の障がい児。	日常生活における基本的な動作の指導、知能技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児。	重度の障がい等により外出が著しく困難な障がい児の居宅を訪問して発達支援を行います。
放課後等デイサービス	学校教育法に規定する学校(幼稚園、大学を除く)に就学している障がい児。	授業の終了後または休校日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所や、児童が集団生活を営む施設に通う障がい児。	保育所、乳児院・児童養護施設等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。

※「障害児入所支援」については、山梨県福祉保健部障害福祉課へお問い合わせください。

④ 利用者負担額について

原則 1 割負担ですが、所得区分に応じて負担上限月額が設定されています。ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それを超えた負担は生じません。

どの区分に該当するかについては、「世帯」の市民税所得割額の合計によって判断されます。世帯の範囲および負担上限月額は次のとおりです。

※食費・光熱費など、利用者様と事業者間で定める実費負担分などはこれらには含まれません。

※障害児相談支援には利用者負担はありません。

(ア)世帯の範囲

種別	世帯の範囲
18歳以上の障がい者 (施設に入所する18、19歳を除く)	障がい者本人とその配偶者
障がい児 (施設に入所する18、19歳を含む)	保護者の属する世帯構成者 (生計を一にする者)

(イ)負担上限月額

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0 円
低所得	市民税非課税世帯	0 円
一般 1	市民税課税世帯(所得割 28 万円未満)(注 1)	4,600 円
一般 1	市民税課税世帯(所得割 28 万円未満)(注 2)	9,300 円
一般 2	上記以外	37,200 円

(注1) 通所施設やホームヘルプを利用する場合に該当します。

(注2) 入所施設を利用する場合に該当します。

(ウ)その他(利用者負担額の軽減等について)
お問い合わせください。

⑤ 障害児通所支援の事業者について

※1 障害福祉サービス(P.20～ 参照)をご確認ください。

⑥ 利用方法について

(1)事前相談

サービスの利用を希望する児童の保護者様(以下、「保護者様」という。)は、事前に「甲府市役所」もしくは「甲府市障害者基幹相談支援センター りんく」(P. 27 参照)へご相談ください。
※市役所では、事業者の紹介等はできませんので、あらかじめご了承ください。

(2)申請

保護者様は、申請書類及び必要書類を甲府市役所へ提出してください。
※申請書類は、甲府市ホームページもしくは甲府市役所障がい福祉課窓口にあります。
※必要書類は、甲府市ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

(3)調査

児童(本人)と保護者様と甲府市役所の担当者で、サービスの利用に当たって、障がい状況等について調査を行います。

(4)『障害児支援利用計画(案)』(P. 26参照)の作成、提出

保護者様は、「障害児相談支援事業者」に依頼して『障害児支援利用計画(案)』を作成していただき、甲府市役所へ提出してください。

(5)支給決定

甲府市役所は、提出された『障害児支援利用計画(案)』や勘案すべき事項を踏まえ、支給決定を行い、『通所受給者証』を交付します。

(6)サービス担当者会議

「障害児相談支援事業者」は、支給決定された後にサービス担当者会議を開催します。

(7)(支給決定時の)『障害児支援利用計画』の作成

「障害児相談支援事業者」は、「障害児通所支援事業者」との連絡調整を行い、実際に利用する『障害児支援利用計画』を作成します。

(8)サービス利用の開始

支給決定を受けた者は、「障害児通所支援事業者」と契約を結び、サービス利用を開始します。

⑦ 問い合わせ先

障がい福祉課 相談支援係 (TEL)055-237-5240
サービス支援係 (TEL)055-237-5654

3 第2子以降3歳以下障害児通所支援利用者負担額助成金について

甲府市では、世帯の第2子以降が障害児通所支援を利用する場合、利用に係る利用者負担額について、3歳に到達する年度の年度末までの間、全額を助成します。

対象児童

次のすべてに該当する方が対象となります。

1. 甲府市に住所を有し、世帯の市民税所得割額の合計が169,000円未満であること
2. (生計を一にする第1子がいる)世帯の第2子以降の子ども
3. 児童発達支援等の障害児通所支援を利用している3歳以下の子ども

4 サービス等利用計画・障害児支援利用計画の作成について

障害福祉サービス、障害児通所支援を利用予定の方は、原則としてサービス等利用計画(または障害児支援利用計画)を作成する必要があります。

サービス等利用計画(または障害児支援利用計画)を作成することにより、相談支援専門員が関わることとなり、これまで気が付くことのできなかったサービスや支援を受けることができ、本人の状態にあったきめ細かなサービスの利用が行えるようになります。

① 対象者

障害福祉サービス、障害児通所支援を利用予定の原則すべての方
(※介護保険サービスを利用しており、ケアプランを作成している方等は不要)

② 手続き方法

特定相談支援事業者(または障害児相談支援事業者)(※甲府市内の事業者は「5 指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所の一覧(甲府市)」(P.26～参照))へ、サービス等利用計画(または障害児支援利用計画)の作成を利用予定者等から依頼していただきます。

③ 利用料 負担していただく利用料はありません。

④ 問い合わせ先

障がい福祉課 相談支援係 (TEL)055-237-5240
サービス支援係 (TEL)055-237-5654

5 指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所の一覧(甲府市)

※甲府市の市外局番:055 ※令和8年4月1日現在

事業所名	所在地	電話番号	FAX番号	事業所区分		主たる障がい種別
				指定特定相談支援	指定障害児相談支援	
甲府市障害者センター相談室あんず	東光寺1丁目10番25号	222-0761	222-0762	○	○	特定なし
相談支援事業所ヴィーヴィ	下飯田1丁目10番22号	221-1260	221-0886	○	○	特定なし
サポートプラザ 山の手	美咲1丁目8番5号	251-7611	251-7611	○	-	身体/知的/精神
With	向町277番地	223-2503	223-2501	○	○	特定なし
スマハピ	岩窪町614番地	298-6868	251-7679	○	○	障がい児
公益財団法人住吉偕成会 すみよし生活支援センター	住吉4丁目7番27号	221-0071	221-0072	○	○	特定なし
相談支援事業所 組木	下飯田1丁目11番6号	228-5383	228-5383	○	○	特定なし
麦の家相談室	心経寺町490番地1	266-3976	266-3698	○	○	身体/知的/障がい児
特定相談支援事業所 きぼうの家	西油川町117番地1	288-8081	288-8085	○	-	身体/知的/精神
相談支援事業所 クリーム	徳行1丁目3番22号	288-1077	236-5680	○	○	特定なし
相談支援事業所サンフラワー	天神町11番35号	253-6131	251-5597	○	○	身体/知的/障がい児

サポートセンターきずな	岩窪町 207 番地 1	242-8770	234-5733	○	○	特定なし
相談支援事業所コスモ・アンシア	青沼 3 丁目 4 番 14 号	235-9950	236-8836	○	○	特定なし
ハート相談支援事業所	若松町 6 番 27 号	226-2921	226-2981	○	○	特定なし
相談支援事業所にこっと	下飯田 2 丁目 5 番 12 号	237-5151	237-5101	○	○	特定なし
相談室 ちゅうじょ	横根町 150 番地 1	225-3955	236-1011	○	○	特定なし
やさしい手 しょうがい福祉サポート 甲府	上石田 1 丁目 8 番 16 号	244-6502	244-6503	○	○	特定なし
相談支援事業所 結い	住吉 5 丁目 3 番 27 号	070-9047-7573	288-8176	○	○	特定なし
あかし相談支援室	上町 2473 番地	226-6580	226-6503	○	-	特定なし
指定特定相談支援事業所 あいてらす	伊勢 4 丁目 21 番 1 号	231-5338	267-8874	○	-	特定なし
相談支援事業所デフやまなし	北新 1 丁目 2 番 12 号 県福祉プラザ 1 階	254-8660	254-8665	○	○	身体/知的/障がい児
えそら	和戸町 1195 番地 1	269-8861	269-8861	○	-	知的/精神
相談支援事業所 あおば	東下条町 107 番地	243-4800	243-4804	○	○	特定なし
相談支援事業所 LIFE	下飯田 2 丁目 5 番 17 号	222-3388	222-3388	○	○	特定なし
特定相談支援事業所じりつ	宮原町 94 番地 1	268-2255	268-2256	○	○	特定なし
相談支援事業所 ライフポーズ	住吉 3 丁目 8 番 7 号 ビエールプレシユーズ 202	090-5556-0420	233-8189	○	○	特定なし
相談支援事業所かしのみ	宝 1 丁目 29 番 9 号	288-9755	288-9756	○	○	身体/知的/障がい児
相談支援事業所 山梨 YMCA あーく	中央 3 丁目 10 番 7 号	235-8543	235-8553	○	○	特定なし
相談支援事業所すばる甲府	大里町 5163 番地	269-6637	-	○	○	特定なし
相談支援事業所 Woodnote	住吉 4 丁目 15 番 9 号	080-3547-5485	206-2919	○	○	特定なし
相談支援事業所すばる昭和	大里町 5163 番地	269-6637	269-6662	○	○	特定なし
CLUM パステル	中央 2 丁目 10 番 15 号	244-2844	244-2845	-	○	身体/知的/精神/ 障がい児
あんど遊 相談支援事業所	相生 3 丁目 6 番 17 号	234-5660	234-5661	-	○	障がい児

6 甲府市障害者基幹相談支援センター「りんく」

地域の中核的な総合相談の支援拠点として、障がい者・児やその家族等からの相談に総合的に応じる窓口を甲府市障害者センター(甲府市東光寺一丁目10番25号)の1階に開設しています。

① 対象者

甲府市に在住の障がい児・者(※身体・知的・精神・発達障がい・難病等の種別は問わない)とその家族等

② 相談方法 来所や電話など。

③ 開所日時 月曜日から金曜日(祝日、年末年始を除く) 午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分

④ 問い合わせ先 (TEL)055-221-1233

7 地域生活支援事業等

地域における障がい者を総合的に支援する事業です。

事業ごとに対象者等利用制限が異なりますので、詳しくは障がい福祉課にお問い合わせください。

① 意思疎通支援事業

意思の疎通を図ることに支障がある聴覚障がい者等に手話通訳者又は、要約筆記者・奉仕員を派遣し、手話又は、要約筆記の方法により聴覚障がい者等とその他の者の意思の疎通を円滑にします。ご利用は無料です。電話又はFAXでの申請も可能です。

※ 要約筆記とは、相手の話をまとめ、ノートやスクリーンへ表示して伝達する手段です。

問い合わせ 障がい福祉課直通電話 (TEL)055-237-5240
派遣事業申請用 FAX (FAX)055-237-5299

また、失語症により言語機能等に障がいのある方向けに失語症者向け意思疎通支援者の派遣を行っています。ご利用は無料です。事前に利用登録が必要となりますので、詳しくは、山梨県言語聴覚士協会へお問い合わせください。

問い合わせ 山梨県言語聴覚士協会 (MAIL) st@Kasugai-reha.com
(FAX)0553-26-4366

② 日常生活用具給付事業(P6～8参照)

在宅の重度障がい者等に対し、補装具以外の機器で自立した日常生活を支援するための用具の給付や貸与を行います。世帯の所得に応じて自己負担があり、用具ごとに給付限度額があります。購入前の申請になります。

③ 訪問入浴サービス事業

介護保険及び障害福祉サービスの対象とならない在宅重度障がい者等に、入浴車による訪問入浴サービスを行います。

※ 所得に応じて利用者負担があります。

④ 日中一時支援事業(日中一時預かり及び送迎)

障がい者等の家族の一時的な休息を目的として障がい者等の一時的な預かり並びに預かり先施設までの送迎サービスを行います。なお、65歳以上の方及び介護認定を受けている方は、介護保険サービスが優先されますので、詳しくは障がい福祉課にお問い合わせください。

◎一時預かり部門

利用者負担額は利用時間及び世帯の課税状況で異なります。

利用時間	市民税非課税世帯 障がい者180時間まで 障がい児240時間まで	市民税課税世帯 障がい者180時間まで 障がい児240時間まで	左の時間を超えた負担額
4時間以下	0円	80円	100円
4時間超8時間以下	0円	160円	200円
8時間超	0円	240円	300円

※負担額が軽減される年間時間は申請月によって異なります。

◎送迎部門(送迎の許可がある事業所のみ)

年間最長240時間あるいは180時間まで公費負担があります。利用者負担額は事業所によって異なります。

※ 公費負担する年間時間は申請月によって異なります。

⑤ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者等に、外出の支援をします。

対象者 ○全身性障がい者(児)・知的障がい者(児)・精神障がい(児)・難病等対象者
○その他、福祉事務所長が必要と認めた者
※ヘルパー支援型は、障害福祉サービス(同行援護・行動援護・重度訪問介護)の対象者でない者。
※65 歳以上の方及び介護認定を受けている方は、介護保険サービスが優先されますので、詳しくは障がい福祉課にお問い合わせください。

利用内容 ○社会生活上必要不可欠な外出
○余暇活動等社会参加のための外出
○計画相談等により支援が必要と認められた外出
※通勤・営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる通院、通学・通所、社会通念上不適当な外出は除く。

実施方法と利用者負担

◎ヘルパー支援型(ヘルパーによるマンツーマンの付き添い)

利用者負担額は、利用時間及び世帯の課税状況によって異なります。

	年間利用 100 時間以下	年間利用 100 時間を超えた場合
市民税非課税世帯	報酬単価から算定した事業費の 0%	報酬単価から算定した事業費の 10%
市民税課税世帯	報酬単価から算定した事業費の 5%	

※軽減される年間利用時間は申請月により異なります。

◎車両移送型(事業所の車両による支援)

※介助者の有無にかかわらず、公共交通機関等の利用が難しい方のためのサービスです。
※車両移送型を希望する場合、障害福祉サービスを利用している方は、契約をしている指定特定相談支援事業所の「相談支援専門員」へ、障害福祉サービスを利用していない方は「障害者基幹相談支援センターりんく」へご相談ください。

(相談先)

- ・指定特定相談支援事業所 相談支援専門員
(サービス等利用計画または障害児支援利用計画作成担当者)
- ・甲府市障害者基幹相談支援センターりんく (TEL)055-221-1233

利用者負担額は事業者の定めた額から事業単価に定めた額を差し引いた額となります。

所要時間 15 分	300 円
所要時間 15 分を超えた場合	15 分を増すごとに 300 円加算

※最長年間利用時間は 120 時間。(申請月により異なります。)

※年間時間超過後は自己負担となります。

⑥ 地域活動支援センター

通所により、創作的活動または生産活動の機会の提供や、社会との交流の促進等を図り、日常生活に必要な便宜の供与を行います。利用については直接各施設へご相談ください。

利用料は、各施設で設定しています。

【実施施設】

名 称	所在地	電話番号
すみよし生活支援センター	甲府市住吉四丁目7番27号	055-221-0071
支援センターみさき	甲府市美咲一丁目8番5号	055-251-7611
山梨ダルクデイケアセンター	甲府市伊勢四丁目21番1号清水ビル	055-223-7774

⑦ 福祉ホーム

障がい者が地域において自立した日常生活又は、社会生活を営むことができるよう、低額な料金で居室その他の設備の提供を行います。利用については、直接施設へご相談ください。

名 称	所在地	電話番号
あずま太陽の家 福祉ホーム	甲府市羽黒町1272番地1	055-253-3711

⑧ 甲府市地域生活支援拠点事業

障がい児者等の重度化・高齢化や「親なき後」を見据え、居住支援のための機能を地域の実情に応じ整備し、各事業を実施しています。

- ・相談機能の強化
- ・緊急時の受け入れ、対応
- ・体験の機会、場の提供
- ・地域の体制づくり

ご利用には事前の登録が必要です。登録方法については、各々の相談支援専門員にお問い合わせください。

⑨ 更生訓練費

自立訓練又は就労移行支援の支給決定を受けている方、あるいは施設に入所の措置又は委託をされ更生訓練を受けている方で、利用者負担上限月額が零円の方を対象に訓練等のための経費及び通所のための経費を支給します。

支給額

	訓練に従事した日が 15日以上の場合	訓練等に従事した日が 15日未満の場合
訓練等のための経費(月額)	3,150円	1,600円
通所のための経費(日額)	※280円	

※通所のための経費の支給額は、日額に訓練等に通所した日数を乗じて得た額と、通所に要した実支出額のいずれか少ない方の額になります。

⑩ 医療的ケア児等コーディネーターの配置

医療的ケア児等(日常生活を営むために医療が必要な障がいを持つ児童や重症心身に障がいを持つ児童)が、適切な支援を受けながら地域で安心して生活ができるよう、現状把握や分析、連絡調整等を行うコーディネーターを配置します。コーディネーターは、医療的ケア児等とそのご家族に対し、サービスを紹介したり関係機関と医療的ケア児等やご家族をつなぐ役割を担います。

問い合わせ 障がい福祉課 相談支援係 (TEL) 055-237-5240
(FAX)055-222-0019

8 ヘルプカードの配布

「ちょっと手助けが必要な人」と「ちょっと手助けしたい人」とをつなぐための意思表示カードです。障がいのある方などが持ち歩き、日常生活や災害時などの困った時にヘルプカードを差し出すことで、周囲に理解や手助けを求めることができます。

対象者 甲府市内在住の心身障がい児・者(障害者手帳の有無は問いません)及びその他希望する方(無料配布)

配布場所 甲府市役所本庁舎2階 ⑤番 障がい福祉課窓口
甲府市障害者センター(甲府市東光寺一丁目10番25号)
各窓口センター

配布時間 午前8時30分～午後5時15分(土・日祝日を除く)

問い合わせ 障がい福祉課 相談支援係 (TEL)055-237-5240
(FAX)055-237-5299

9 ヘルプマークの配布

義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、または、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見から分からない方のため、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくするヘルプマークを配布しています。

対象者 甲府市内在住の義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方(障害者手帳の有無は問いません)、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としている方(無料配布)

配布場所 甲府市役所本庁舎2階 ⑤番 障がい福祉課窓口
甲府市障害者センター(甲府市東光寺一丁目10番25号)
各窓口センター

配布時間 午前8時30～午後5時15分(土・日祝日を除く)

問い合わせ 障がい福祉課相談支援係 (TEL)055-237-5240
(FAX)055-237-5299

★ 権利を守る ★

1 成年後見制度

成年後見制度は、精神上の障がい(認知症、知的障がい、精神障がい)により判断能力が十分でない方が不利益を被らないように家庭裁判所に申立てをし、その方を援助してくれる人を付けてもらう制度です。家庭裁判所から選ばれた成年後見人は、本人の財産を管理し、契約などの法律行為を本人に代わって行います。これにより自分一人では困難な不動産や預貯金等の財産の管理や各種契約が安全に行えるようになります。

本人、配偶者、四親等内の親族が申立てをすることができます。お問い合わせは、甲府家庭裁判所まで(TEL)055-235-1131。また、家族など身寄りのない方は居住地の市町村長が申立てを行うことができます。

詳しくは、甲府市社会福祉協議会後見サポートセンターこうふ(TEL055-225-2120)もしくは、甲府市障害者基幹相談支援センター「りんく」(TEL)055-221-1233 にご相談ください。

2 福祉サービス利用援助事業(日常生活自立支援事業)

認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が充分でないため、様々なサービスを適切に利用することが困難な方を支援します。

【援助の内容】

○ 福祉サービスの利用援助

・福祉サービス等の利用支援(制度の説明、手続き援助、申込み同行等)

・日常生活の見守り(定期的な訪問による生活変化の察知、福祉サービスの実施状況の確認等)

- 日常的金銭管理サービス
 - ・公共料金等の支払いや治療費の支払いの支援 ・日用品等の代金の支払いの支援
 - ・年金や各種手当を受け取る手続きの支援 ・預貯金の払戻し、預入れの支援
- 書類等預かりサービス
 - ・通帳や印鑑、書類等の預かり

問い合わせ 甲府地区地域福祉権利擁護センター(甲府市社会福祉協議会)
(TEL)055-225-2119

3 甲府市障害者虐待防止センター

甲府市障害者虐待防止センター(障がい福祉課)において、障がい者虐待の通報・届出の受付及び養護者の相談支援等を行います。相談者等の秘密は守られますので、安心してご相談ください。

相談内容 障がい者虐待に関する相談、通報・届出の受付など

相談時間 平日の午前8時30分～午後5時15分
※緊急な障がい者虐待の通報等は24時間受け付けます。

連絡先 甲府市障害者虐待防止センター(障がい福祉課 相談支援係)
(TEL)055-237-5240
(FAX)055-237-5299
障がい者虐待の通報等の夜間・休日受付
(TEL)055-237-1161
(FAX)055-237-1149

4 障がいを理由とする差別に関する相談

障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とする「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(通称「障害者差別解消法」)が改正され、令和6年4月1日から施行されています。行政機関等や民間事業者だけでなく、社会や地域全体の理解や協力も必要です。市民の皆さまのご理解、ご協力をお願いします。

障がい福祉課には、山梨県が定める「山梨県障害者幸住条例」による障害者差別地域相談員を配置し、相談内容や相談事案における差別の状況確認を行い、差別解消に向けた対応を進めています。お気軽にご相談ください。

相談内容 行政機関や地方公共団体、および民間事業者による「不当な差別的取扱い(障がいを理由とする差別)」や「合理的配慮の提供」に関すること

対象者 障害者基本法で定められた身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含)、そのほかの心身の機能に障がいがあり、障がいや社会的障壁によって継続的に日常生活や社会生活が困難になっている人です。障害者手帳を持っていない人も含まれます。

相談時間 午前8時30分～午後5時15分(土・日祝日を除く)

連絡先 障がい福祉課 相談支援係 (TEL)055-237-5240
(FAX)055-237-5299

【不当な差別的取扱い(障がいを理由とする差別)とは】

障がいを理由として、正当な理由なくサービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為のことです。

【合理的配慮の提供とは】

障がいのある人から、何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応することです。こうした配慮を行わないことで、障がいのある方の権利利益が侵害される場合も、差別に当たります。

1 生活福祉資金の貸付

本制度は、低所得者、障がい者、高齢者世帯を対象に、経済的自立と生活の安定を目的としております。貸付事業は山梨県社会福祉協議会が行っており、甲府市社会福祉協議会が相談・申請の窓口となっております。

貸付にあたっては、条件等がありますので、事前にお電話等にてご相談ください。

貸付金種類 総合支援資金(生活支援費、住居入居費等)、福祉資金(住宅の増改築資金、福祉用具の購入資金、障害者自動車購入資金等)、教育支援資金、不動産担保型生活資金など

問い合わせ 甲府市社会福祉協議会 福祉支援課 (TEL)055-225-2119

2 郵便等による不在者投票ができる方

(1)身体障害者手帳をお持ちの方で次の方

- ① 両下肢・体幹・移動機能の障がいの程度が1級もしくは2級
- ② 心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障がいの程度が1級もしくは3級
- ③ 免疫・肝臓の障がいにあつては、1級～3級

(2)戦傷病者手帳をお持ちの方で次の方

- ① 両下肢・体幹の障がいの程度が特別項症から第2項症
- ② 心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の障がいの程度が特別項症から第3項症

(3)介護保険者証の要介護状態区分が要介護5である方

※ 郵便等による不在者投票ができる方で、自ら投票の記載ができない次の①・②に該当する方は、代理記載制度が利用できます。

- ① 身体障害者手帳に上肢または、視覚の障がいの程度が1級である者と記載されている方
- ② 戦傷病者手帳に上肢または、視覚の障がいの程度が特別項症から第2項症までである者として記載されている方

※ あらかじめ「郵便等投票証明書」の交付を受けておく必要がありますので、甲府市選挙管理委員会へご連絡ください。

窓 口 甲府市選挙管理委員会 (TEL)055-223-7361

3 自動車事故対策機構について

自動車事故により重度の後遺障がいを負った方への援助を行っています。

窓 口 独立行政法人 自動車事故対策機構 山梨支所
(TEL)055-262-1088 (FAX)055-262-1089

4 甲府市福祉センターの利用について

甲府市在住の60歳以上の方、心身障がい者、寡婦または母子・父子家庭の方は、市内の福祉センターを利用することができます。利用の手続・時間等の詳細については各福祉センターにお問い合わせください。

○玉諸福祉センター (TEL)055-235-3672 ○貢川福祉センター (TEL)055-222-0310
○山宮福祉センター (TEL)055-253-6338 ○相川福祉センター (TEL)055-254-5688
○相生福祉センター (TEL)055-226-3798

★ 防災・防犯への備え ★

1 避難行動要支援者名簿

災害時、自ら避難することが困難である要配慮者のうち、避難支援を要する方を対象に、「避難行動要支援者名簿」への登録を行っています。対象者には、「個人情報提供に関する同意書」を郵送いたしますので、提出をお願いします。

※平常時からの情報提供に同意をいただいた方については、登録情報を自主防災組織の責任者（未結成の自治会ではその自治会）や民生委員・児童委員、市社会福祉協議会、甲府地区消防本部、山梨県警察本部に提供し、災害時に支援を行える体制づくりに活用します。（災害時には、同意をいただけない方の情報についても提供が行われます。）

また、個別避難計画の作成についてもお願いします。個別避難計画とは、災害時に避難支援が必要な高齢者や障がい者一人ひとりについて、避難先や避難方法などを記載したものです。計画は支援してくれる関係者などが共有することで日頃からの見守りや災害が発生した時の避難支援に役立てます。

対象者 ※障がいをお持ちの方のうち

- ①身体障がい者 視覚又は聴覚の個別等級1～2級の方
肢体又は平衡の個別等級1～3級の方
- ②知的障がい者 療育手帳A判定の方
- ③精神障がい者 精神障害者保健福祉手帳 1 級の方

※具体的な理由により、「避難行動要支援者名簿」への掲載を希望する方も登録ができます。

※要介護認定者や高齢者などについても対象要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ 防災企画課 (TEL)055-237-5331
障がい福祉課 相談支援係 (TEL)055-237-5240

2 甲府市救急あんしん情報セットの配付

本市にお住まいで在宅の障がいをお持ちの方などを対象に、救急あんしん情報セットの配付を行います。配付を受けるには申請が必要です（無料配付）。

「甲府市救急あんしん情報セット」は、「かかりつけ医」、「服薬内容」、「持病」などの医療情報や、「健康保険証（コピー）」などの情報を専用の容器に入れ、自宅の冷蔵庫に保管します。救急車を呼んだ際の救急隊への医療情報の提供や、災害時の持ち出し品として、在宅の高齢者や障がい者の方などの安全・安心を確保することを目的としています。

対象者 ※本市にお住まいで在宅の障がいをお持ちの方

- ①身体障がい者……身体障害者手帳1～3級をお持ちの方
- ②知的障がい者……療育手帳A判定をお持ちの方
- ③精神障がい者……精神障害者保健福祉手帳1・2級をお持ちの方
- ④上記に準ずる方

※要介護認定者、高齢者の方についても対象要件があります。介護保険をご利用の方は長寿介護課経営係(TEL055-237-5473)、高齢者の方は長寿介護課高齢者支援係(TEL055-237-5613)にお問い合わせください。

※対象者 1 人に対して1セットの配付となります。（既に配付を受けている方は対象外。）

※配付個数には限りがあります。

問い合わせ 障がい福祉課 相談支援係 (TEL)055-237-5240

★ 障害福祉施設 ★

1 障がい者(18歳以上)のための施設

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスです。詳しくは、障がい福祉課または、相談支援事業所(P.26～参照)にお問い合わせください。

2 障がい児(18歳未満)のための施設

○入所:問い合わせ・窓口 中央児童相談所 (TEL)055-288-1560

○通所:問い合わせ・窓口 障がい福祉課または相談支援事業所(P.26～参照)

3 その他の施設

① 盲人ホーム

あんま、はり、きゅう等盲人の職業生活の便宜を図るため、施設を利用させ、技術の指導を行っています。

「青い鳥ホーム」 甲府市塩部一丁目6番20号 (TEL)055-252-8994

② 精神科デイケア・ナイトケア(通院医療型)

医療機関等で行われる精神科通院医療の一つで、精神障がい者に対して週4～5日、一定時間医師の指示や指導監督のもとに医療チームによって、集団療法、作業療法、創作活動等を行います。利用については主治医に相談してください。

③ 心の電話相談(ストレスダイヤル) (TEL)055-254-8700

医師、保健師、臨床心理の専門家などが、心の健康相談や精神医療に関わる相談をはじめ、アルコール、薬物、思春期等の相談に応じています。

(平日)月～金 午前9時～正午 (夜間)木曜日のみ 午後4時～午後7時
午後1時～午後4時

④ 精神科救急受診相談センター (TEL)0551-20-1125

早急に治療の必要な患者等を対象に、24時間365日体制で電話による受診相談に応じ、受診が必要と思われる場合には当番病院等の医師と相談して受診の要否を決定し、患者等に医療機関を紹介しています。

★ 相談・関係機関一覧 ★

名 称	所在地	問い合わせ先
甲府市福祉事務所(甲府市福祉部)	甲府市丸の内一丁目18番1号	TEL 237-1161 FAX 228-4889
甲府市生活衛生室 精神保健課	甲府市相生二丁目17番1号	TEL 237-5741 FAX 242-6178
甲府市保健衛生総室 地域保健課	甲府市相生二丁目17番1号	TEL 237-1173 FAX 227-5294
甲府市生活衛生室 母子健康課	甲府市相生二丁目17番1号	TEL 237-8950 FAX 227-5294
甲府市社会福祉事業団 (甲府市障害者センター)	甲府市東光寺一丁目10番25号	TEL 222-0741 FAX 222-0019
甲府市障害者基幹相談支援センター 「りんく」	甲府市東光寺一丁目10番25号 甲府市障害者センター内1階	TEL 221-1233 FAX 222-0019
甲府市社会福祉協議会	甲府市相生二丁目17番1号	TEL 225-2116 FAX 237-1179
甲府市ボランティアセンター	甲府市相生二丁目17番1号	TEL 223-1061

山梨県福祉保健部障害福祉課	甲府市丸の内一丁目6番1号	TEL 223-1460 FAX 223-1464
山梨県中北保健福祉事務所 (中北保健所)	韮崎市本町四丁目2番4号 北巨摩合同庁舎	TEL 0551-23-3443 FAX 0551-23-3075
山梨県中央児童相談所	甲府市住吉二丁目1番17号 山梨県子どものこころサポートプラザ内	TEL 288-1560
山梨県障害者相談所 身体障害者担当	甲府市北新一丁目2番12号 山梨県福祉プラザ3階	TEL 254-8671
山梨県障害者相談所 知的障害者担当	甲府市北新一丁目2番12号 山梨県福祉プラザ3階	TEL 254-8674 FAX 254-8675
山梨県精神保健福祉センター	甲府市北新一丁目2番12号 山梨県福祉プラザ3階	TEL 254-8644 FAX 254-8647
山梨県難病相談・支援センター	甲府市北新一丁目2番12号 山梨県福祉プラザ3階	TEL 244-5260 (5261)
山梨県立こころの発達総合支援センター	甲府市住吉二丁目1番17号 山梨県子どものこころサポートプラザ内	TEL 288-1695 新規専用ダイヤル (初めての方) TEL 288-1795
ハローワーク甲府 (甲府公共職業安定所)	甲府市住吉一丁目17番5号	TEL 232-6060 FAX 235-4186
山梨障害者職業センター	甲府市湯田二丁目17番14号	TEL 232-7069 FAX 232-7077
山梨県就業支援センター	甲府市塩部四丁目5番28号	TEL 251-3210 FAX 251-3221
甲府年金事務所	甲府市塩部一丁目3番12号	TEL 252-1431 FAX 253-4164
山梨県ボランティア・NPO センター	甲府市丸の内一丁目6番1号 防災新館1階	TEL 224-2941 FAX 232-4087
山梨県自動車税センター	笛吹市石和町唐柏1000番地4	TEL 262-4662 FAX 263-2421
甲府税務署	甲府市丸の内一丁目1番18号 甲府合同庁舎	TEL 254-6105
NHK 甲府放送局	甲府市丸の内一丁目1番20号	TEL 255-2100 (営業部)
山梨県盲人福祉センター (点字図書館)	甲府市下飯田二丁目10番1号	TEL 222-3502 FAX 233-0124
山梨県立聴覚障害者情報センター	甲府市北新一丁目2番12号 山梨県福祉プラザ1階	TEL 254-8660 FAX 254-8665
すみよし障がい者就業・生活支援センター	甲府市住吉四丁目11番5号	TEL 221-2133 FAX 221-2136

★ 甲府市身体障害者・知的障害者相談員名簿 ★

相談で知り得た個人の秘密は堅く守りますので、お気軽にご相談ください。

1 身体障害者相談員(令和8年4月1日～令和10年3月31日)

氏 名	住 所	問い合わせ先	障害別など
藤井 治男	甲府市城東四丁目9番11号	233-4218	・下肢機能障害 ・山梨県身体障害者運転者会副会長 等
小林 修	甲府市塩部一丁目1番15号	268-3053	・脳性麻痺による下肢機能障害 ・山梨県身体障害者連合福祉会副会長 等

小池 早由里	甲府市善光寺三丁目29番16号	227-2264	・下肢機能障害及び体幹機能障害 ・障害者対象水泳教室、スイミングクラブ開催 等
野中 のり子	甲府市湯村三丁目23番 A-108号	090-4437-6877	・下肢機能障害 ・甲府市出前講座、ボランティア編み物講師等
土屋 洋子	甲府市飯田四丁目1番26号 ポレスター飯田702号	090-4744-4352	・上肢機能障害 ・障害者への卓球指導
塩田 公一	甲府市中村町11番7号	090-8116-5667	・上肢機能障害及び下肢機能障害 ・山梨県身体障害者連合福祉会役員 等
霜村 晴夫	甲府市大里町1612番地10	241-7506	・下肢機能障害
奥石 和之	甲府市下飯田一丁目4番37号	237-7150	・上下肢機能障害
中込 冬樹	甲府市砂田町8番15号	FAX 237-3881	・聴覚障害 ・山梨県中途失聴・難聴者協会会長 等
深澤 朗子	甲府市国玉町599番地1	FAX 050-3623-7450	・聴覚障害 ・手話奉仕員／手話通訳者養成講師等
酒井 弘充	甲府市新田町1番6号	090-8649-0060	・視覚障害 ・甲府市視覚障害者協会 副会長等
野澤 みゆき	甲府市蓬沢一丁目15番23号	080-5188-0992	・視覚障害
安藤 増美	甲府市上今井町2501番地	070-3602-1892	・視覚障害
上條 司	甲府市羽黒町1103番地4	090-1268-9994	・下肢機能障害
成嶋 徹	甲府市北口3-5-4 コーポ岱久105	090-7234-6119	・上下肢機能障害

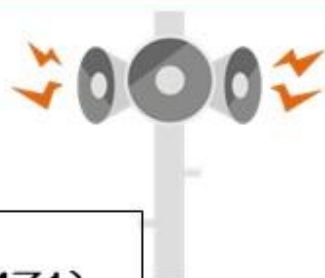
2 知的障害者相談員（令和8年4月1日～令和10年3月31日）

氏 名	住 所	問い合わせ先	所属団体など
丸山 十喜子	甲府市伊勢二丁目14番2号	232-3565	母子グループ自由人会員 甲府市手をつなぐ育成会会員 等
大塚 ちおり	甲府市天神町7番4号	254-8836	母子グループ自由人代表 甲府市手をつなぐ育成会会員 等
遠藤 智恵子	甲府市住吉一丁目7番14号	227-2008	
鈴木 久美子	甲府市相生二丁目2番9号	080-1240-4866	母子グループ自由人会員 甲府市手をつなぐ育成会会員 等

甲府市の防災情報の確認方法

(1) 防災行政用無線

屋外の放送用スピーカーより、防災情報などを放送します。
避難情報は、サイレンを鳴らし、最大音量で放送します。



◆◆防災無線の放送内容を確認できます◆◆

- ① テレホンサービス：放送内容を電話確認 (Tel298-4471)
- ② NNS (テレビの11ch) のデータ放送
- ③ 「メールマガジン」「防災アプリ」
- ④ 甲府市防災ポータル

(2) 甲府市防災防犯メールマガジン

『防災行政用無線の放送内容』や『避難情報』などが
メールで配信されます。

【登録方法】

- ① 空メールを送信してください。
メールアドレス：t-yc-kofu@sg-p.jp
(※右のバーコードを読み取っていただいても送信できます)
- ② メール送信後、仮登録の受付完了メールが届きます。
- ③ 上記受信後、30分以内に本文のURLへアクセスし、「甲府市防災防犯メールマガジン」をチェックし、「確認ボタン」を選択
- ④ 最後に「登録ボタン」を選択し、登録完了です。



QRコード



◆◆ご注意ください！！◆◆

迷惑メール防止機能が設定されている場合は、確認メールが届かないため、
【yc-kofu@sg-p.jp】ドメインからメールを受信できるように設定してください。

(3) 甲府市防災アプリ

お持ちのスマートフォンやタブレット端末を活用した無料の
防災アプリです。気象情報や避難情報等の各種防災情報の配信や、
最寄りの避難所等を検索できる防災マップなど、
災害時・平常時共に役立つ機能があります。

【登録方法】

Google PlayまたはApp Storeから
ダウンロードでご利用できます。



※インストール・利用料は無料ですが、通信料は利用者負担となります。

(4) 甲府市防災ポータル

甲府市が発表する避難情報や避難所開設情報など、防災に関する情報がリアルタイムに掲載されます。



URL : <https://kofu-city.my.salesforce-sites.com/>

QRコード



(5) テレビのデータ放送

避難情報や避難所開設情報をはじめ、各種防災情報が確認できます。



【NHKの場合】

- ① リモコンの「dボタン」を押す
- ② 「防災・生活情報」を選択し、「決定ボタン」を押す
- ③ 避難情報や避難所開設情報、河川水位・雨量情報を選択し、「決定ボタン」を押す

【NNS (11ch) の場合】

- ① リモコンの「dボタン」を押す
- ② 「県・甲府市からのお知らせ」を選択し、「決定ボタン」を押す
※「河川水位・土砂災害警戒情報」を選択すると、国や県が配信する河川や土砂災害に関する情報も確認できます。
- ③ 「緊急災害情報」や「甲府市防災防犯メールマガジン」等を選択し、「決定ボタン」を押す

(その他) 公開型GIS「こうふMAP」

本市が保有するさまざまな地図情報をインターネット上で公開している地図情報システム「こうふMAP」で、地震、水害別のハザードマップが閲覧できます。

視覚的にわかりやすく情報を検索、閲覧できますので、パソコンやスマートフォンからアクセスし、ぜひご活用ください！



URL : <https://kofu.geocloud.jp/webgis/?mp=335&> (地震)
<https://kofu.geocloud.jp/webgis/?mp=336&> (水害)

地震



水害



【お問合せ】 甲府市市長直轄組織 危機管理室 防災企画課

電話 : 055-237-5331 FAX : 055-237-9911

その他 防災関連情報の確認

お住まいの地域の実情に応じて、河川や土砂災害の危険性など、防災関連情報の収集に努めましょう。

QRコード

(1) 川の水位情報 (山梨県)

山梨県管理河川のほか、国が管理する河川の水位情報や監視カメラの映像等が確認できます。

URL : <https://www.river.go.jp/index>



QRコード

(2) 総合河川情報システム (山梨県)

県内の雨量・水位情報がリアルタイムで確認できます。

URL : <http://www3.pref.yamanashi.jp/yamanashiweb/>



QRコード

(3) 土砂災害警戒情報システム (山梨県)

土砂災害の危険度が、気象台から提供された予測情報に基づき、約1km四方の領域（メッシュ）で確認できます。

URL : <https://sabo.pref.yamanashi.jp>



QRコード

(4) 停電情報 (東京電力パワーグリッド(株))

停電情報を確認することができます。

URL : <http://teideninfo.tepco.co.jp/flash/index-j.html>



【要配慮者(障がい者)の「災害時における日頃からの備え」について】

障がいをお持ちの方が、日頃から災害時に備えておいていただきたい事項をまとめましたので、ご確認ください。

1 肢体不自由の障がい者

- ・車椅子などの移動器具を使用している場合は、転倒した家具の下敷きにならないように移動空間を確保しておきます。
- ・移動器具が確保できない場合や壊れた場合を想定し、「おぶいひも」を用意しておきます。
- ・自宅の出入口や避難経路を再確認して、障害物などがある場合は取り除いておくようにします。
- ・避難しやすいように、なるべく2階以上の部屋を避け、出入口に近い部屋で生活することも必要です。
- ・普段使用している薬や装具の使用法等を、手帳などに記入し用意しておきます。
- ・被災して助けを求める場合に備えて、笛や非常ブザーなどを用意しておくようにします。

2 内部機能(心臓・腎臓・呼吸器など)の障がい者

- ・普段使用している薬や装具の使用法、かかりつけの医療機関や医療条件等を手帳などに記入し用意しておきます。
- ・人工透析を受けている方で、医療機関が発行した「透析情報カード」がある場合は、常に携帯しておきます。
- ・人工呼吸器を装着している方は、停電に備え非常用外部バッテリーや発電機を準備しておきます。
- ・人工透析など医療的な処置が必要な方は、通院できなくなった場合の対処や専用食の備えについて、かかりつけの医療機関にあらかじめ確認しておきます。

3 視覚障がい者

- ・災害などの情報をすぐに入手できるよう、携帯用ラジオを身近なところに用意しておきます。
- ・白い杖は、常に手の届くところに置いておきます。
- ・家族やホームヘルパーなどの方に避難経路の再確認をしてもらい、障害物などがある場合は取り除いておくようにします。
- ・被災して助けを求める場合に備えて、笛や非常ブザーなどを用意しておくようにします。

4 聴覚障がい者

- ・筆談用のメモ用紙や筆記用具を、常に携帯しておきます。
- ・情報を入手できるよう、携帯電話やパソコンの電子メールを利用します。
- ・被災して助けを求める場合に備えて、笛や非常ブザーなどを用意しておくようにします。

5 知的障がい者

- ・家族等の方は、災害時の行動や、ブロック塀など外での危険な場所について、繰り返し話しておきます。
- ・自宅の住所や連絡先、かかりつけの医療機関や、普段使用している薬などを記入したカードなどを携帯するようにします。
- ・障害の状態に応じた支援が特に必要なことから、家族等の方は、避難の方法や災害時にお願いしたいことなどについて、地域の関係者と積極的に話し合っておくことが必要です。

6 精神障がい者

- ・必要に応じて自宅の住所や連絡先、かかりつけの医療機関や、普段使用している薬などを記入したカードなどを携帯するようにします。
- ・障害の状態に応じた支援が必要なことから、家族等の方は、避難の方法や災害時にお願いしたいことなどについて、地域の関係者と積極的に話し合っておくことが必要です。

※事前に各種ハザードマップも確認してください。

【障害者に関するマークの一例】

『令和6年版障害者白書』(内閣府)より引用

名称	概要等
障害者のための 国際シンボルマーク 	障害者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。 ※このマークは「すべての障害者を対象」としたものです。特に車椅子を利用する障害者を限定し、使用されるものではありません。 ※個人の車に表示することは、国際シンボルマーク本来の主旨とは異なります。障害のある方が、車に乗車していることを、周囲にお知らせする程度の表示になります。したがって、個人の車に表示しても、道路交通法上の規制を免れるなどの法的効力は生じません。駐車禁止を免れる、または障害者専用駐車場が優先的に利用できるなどの証明にはなりませんので、ご理解の上ご使用下さい。
盲人のための 国際シンボルマーク 	世界盲人連合で1984年に制定された盲人のための世界共通のマークです。視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。信号機や国際点字郵便物・書籍などで身近に見かけるマークです。 このマークを見かけた場合には、視覚障害者の利用への配慮について、御理解、御協力をお願いします。
身体障害者標識 (身体障害者マーク) 	肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。 危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。
聴覚障害者標識 (聴覚障害者マーク) 	聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、義務となっています。 危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。

名称	概要等
ほじょ犬マーク 	身体障害者補助犬法の啓発のためのマークです。 身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。「身体障害者補助犬法」において、公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設は、身体障害のある人が身体障害者補助犬を同伴するのを受け入れる義務があります。補助犬を同伴することのみをもってサービスの提供を拒むことは障害者差別に当たります。 補助犬はペットではありません。社会のマナーもきちんと訓練されており、衛生面でもきちんと管理されています。 補助犬を同伴していても使用者への援助が必要な場合があります。使用者が困っている様子を見かけたら、積極的にお声かけをお願いします。
耳マーク 	聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマークです。また、窓口等に掲示されている場合は、聴覚障害者へ配慮した対応ができることを表しています。 聴覚障害者は見た目には分からないために、誤解されたり、不利益をこうむったり、社会生活上で不安が少なくありません。 このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない・聞こえにくい」ことを理解し、コミュニケーションの方法等への配慮（口元を見せゆっくり、はっきり話す・筆談で対応する・呼ぶときは傍へ来て合図する・手話や身振りで表すなど）について御協力をお願いします。
ヒアリングループマーク 	「ヒアリングループマーク」は、補聴器や人工内耳に内蔵されているTコイルを使って利用できる施設・機器であることを表示するマークです。 このマークを施設・機器に掲示することにより、補聴器・人工内耳装用者に補聴援助システムがあることを知らしめ、利用を促すものです。

名称	概要等
オストメイト用設備／ オストメイト 	オストメイトとは、がんなどで人工肛門・人工膀胱を造設している排泄機能に障害のある障害者のことをいいます。 このマーク(JIS Z8210)は、オストメイトの為の設備(オストメイト対応のトイレ)があること及びオストメイトであることを表しています。 このマークを見かけた場合には、身体内部に障害のある障害者であること及びその配慮されたトイレであることを御理解の上、御協力をお願いします。
ハート・プラスマーク 	「身体内部に障害がある人」を表しています。 身体内部(心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、肝臓、免疫機能)に障害がある方は外見からは分かりにくいいため、様々な誤解を受けることがあります。 内部障害の方の中には、電車などの優先席に座りたい、障害者用駐車スペースに停めたい、といったことを希望していることがあります。 このマークを着用されている方を見かけた場合には、内部障害への配慮について御理解、御協力をお願いします。
「白杖SOSシグナル」 普及啓発シンボルマーク  (社会福祉法人日本視覚障害者団体連合推奨マーク)	白杖を頭上50cm程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚に障害のある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖SOSシグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。 白杖によるSOSのシグナルを見かけたら、進んで声をかけ、困っていることなどを聞き、サポートをお願いします。 ※駅のホームや路上などで視覚に障害のある人が危険に遭遇しそうな場合は、白杖によりSOSのシグナルを示していなくても、声をかけてサポートをお願いします。
ヘルプマーク 	義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです(JIS規格)。 ヘルプマークを身に着けた方を見かけた場合は、電車・バス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動をお願いします。

名称	概要等
手話マーク 	きこえない・きこえにくい人が手話言語でのコミュニケーションの配慮を求めるときに提示したり、役所、公共及び民間施設・交通機関の窓口、店舗など、手話言語による対応ができるところが掲示できます。また、イベント時のネームプレートや災害時に支援者が身に着けるビブスなどに掲示することもできます。 きこえない・きこえにくい人等がこのマークを提示した場合は「手話言語で対応をお願いします」の意味、窓口等が掲示している場合は「手話言語で対応します」等の意味になります。
筆談マーク 	きこえない・きこえにくい人、音声言語障害者、知的障害者や外国人などが筆談でのコミュニケーションの配慮を求めるときに提示したり、役所、公共及び民間施設・交通機関の窓口、店舗など、筆談による対応ができるところが掲示できます。また、イベント時のネームプレートや災害時に支援者が身に着けるビブスなどに掲示することもできます。 きこえない・きこえにくい人等がこのマークを提示した場合は「筆談で対応をお願いします」の意味、窓口等が掲示している場合は「筆談で対応します」等の意味になります。

《アクセス・開庁時間》

甲府市役所 本庁舎

〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号

＊障がい福祉課は、2階⑤番窓口です。

土日・祝日(年末年始)を除き、平日の午前8時30分から午後5時15分まで対応しております。



「日本一親切・丁寧で明るい市役所」

甲府市福祉部障がい福祉課
障がい福祉サービスガイド